平成25年第4回定例会

一宮町議会会議録

平成25年12月5日 開会

平成25年12月5日 閉会

一宮町議会

平成25年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	Ĺ
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一般質問	9
藤 乗 一 由 君	9
志 田 延 子 君	2
鵜野澤 一 夫 君1	6
袴 田 忍 君	(
秋 場 博 敏 君	3
鵜 沢 一 男 君3	6
鶴 岡 巖 君	:4
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
認定第1号~認定第5号の上程、委員長報告、採決5	9
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	,9
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決7	C
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決7	1
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決7	6

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
閉会の宣告	80
署名議員	81

第4回定例町議会(第1号)

12月5日 (木)

平成25年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成25年12月5日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

	1番	鵜	沢	清	永	2番	鵜	沢		男
	3番	小	安	博	之	4番	藤	乗	_	由
	5番	袴	田		忍	6番	鵜 野	澤	_	夫
	7番	吉	野	繁	徳	8番	志	田	延	子
	9番	髙	梨	邦	俊	10番	室	Ш	常	夫
1	1番	島	﨑	保	幸	12番	秦		重	悦
1	3番	中	村	新一	郎	14番	秋	場	博	敏
1	5番	鶴	岡		巖	16番	森		佐	衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	玉	JII	孫-	一郎	Ē	il	田	Ţ	長	芝	﨑		登
教 育	長	町	田	義	昭	糸	忩	務	課	長	峰	島		清
ま ち づ く 推 進 課		岡	本	和	之	禾	兑	務	課	長	渡	邉	幸	男
住 民 課	長	牧	野	_	弥	췸	畐衤	业健	康課	長	高	師		雄
都市環境	課長	小	関	義	明	<u> </u>	至	業観	光課	長	小	柳	_	郎
保育所	長	井	上	高	子	É	$\stackrel{\sim}{\preceq}$	計管	9 理	者	森	田	明	美
教 育 課	長	田	邉	勝	美	是	農	業	§ 員 局	会長	小	柳	_	郎

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡 昇 書 記 小林久美子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 諸般の報告

日程第四 町長の行政報告

日程第五 一般質問

日程第六 承認第1号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第4次)の専決処分に つき承認を求めることについて

日程第七 平成24年度決算審査特別委員会委員長報告

認定第1号 平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認 定について

認定第3号 平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

認定第5号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について

日程第八 議案第1号 一宮町都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について

日程第九 議案第2号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に 関する協議について

日程第十 議案第3号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定について

日程第十一 議案第4号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3 次)議定について

日程第十二 議案第5号 平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次)議定 について

日程第十三 同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについ て

開会 午前 9時04分

◎開会の宣告

○議長(森 佐衛君) 皆さん、おはようございます。

寒さが厳しくなってまいりました年末の大変お忙しい中、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまです。

ただいまから平成25年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(森 佐衛君) ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(森 佐衛君) 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の 申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、13番、中村新一郎君、お願いいたします。

○議会運営委員長(中村新一郎君) 13番、中村です。

会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されましたものは、町長の行政報告を初めとして、閉会中の継続審査でありました決算認定の報告のほか、専決処分の承認1件、条例の制定1件、規約改正の協議1件、一般会計及び特別会計合わせて3件の補正予算と人事案件が1件ございます。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期につきましては、本日1日としたいと思います。 以上で報告を終わります。

○議長(森 佐衛君) どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長(森 佐衛君) 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(森 佐衛君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

13番、中村新一郎君、14番、秋場博敏君、以上、両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長(森 佐衛君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(森 佐衛君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、 長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域 連合組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。これをもって ご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長(森 佐衛君) 日程第4、町長の行政報告を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これ を許します。

町長、玉川孫一郎君、お願いいたします。

○町長(玉川孫一郎君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第4回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私とも大変ご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにご苦労さまでござ

います。

最初に、防災関係ですが、先月の17日に行われました津波避難訓練の際には、ご参加くださいました住民の皆様、一時避難場所として施設を開放していただいた施設関係者の皆様、消防団、アマチュア無線クラブ、日赤奉仕団、教職員の方々など、関係者各位のご協力により、1,462人と大勢の皆様のご参加をいただくことができました。この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

町では、訓練での反省点や皆様からの貴重なご意見等を参考に、今後も改善を図り、安全で安心して暮せるまちづくりを進めてまいります。

次に、一宮町地域防災計画ですが、9月議会において11月末日までに策定する旨をご報告いたしましたが、災害対策基本法の一部を改正する法律が本年6月に公布され、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針が8月に策定され、公表されました。それに伴う都道府県、市町村職員を対象としたブロック会議が先月13日に開催され、再度防災計画の内容について見直しが必要となり、来年2月末まで契約期間を変更させていただきました。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、JR上総一ノ宮駅東口開設事業でございますが、平成25年11月14日と19日の2日間、夕方の6時から9時までの駅乗降客を対象に、昨年3月に実施した東口開設事業アンケート調査結果や、現在の資金状況のお知らせ、並びにふるさと寄附金の協力のお願いについて、私とまちづくり推進課の職員で広報活動を行いました。この内容につきましては、広報いちのみやの12月号でも同様にお知らせする予定でございます。

東口開設事業につきましては、現在事業資金の不足が大きな課題となっております。一日 も早い早期実現を目指すため、引き続き工事費の削減を目指し、JRや関係機関と協議を重 ねてまいります。

次に、新庁舎建設事業ですが、現在順調に工事が進捗しており、ことし中には鉄筋コンク リートの外壁が完成いたします。今後は、来年1月から内装工事に入り、3月に庁舎が完成 し、役場の引っ越し作業を行った後、5月の連休明けから新庁舎での業務を開始する予定で す。

現庁舎は、新庁舎完成後に解体し、役場駐車場や倉庫となる予定です。外構工事を含めた 全体の完成は、来年の秋ごろを予定しております。

町民の皆様方には、もうしばらくの間ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよ ろしくお願いいたします。 次に、福祉関係ですが、昨年11月に、孤独死などを未然に防止するため、一宮町地域支援 ネットワーク事業を立ち上げ、今年度は、生活協同組合コープみらいと協定を締結いたしま した。今後は、町内の金融機関など、協力いただける事業者をふやし、地域での見守り活動 の充実を図ります。

また、10月28日には、子ども・子育て会議から一宮町保育所移設等に関する検討報告書の 提出を受け、町では、11月1日に一宮町保育所整備基本計画策定委員会を設置いたしました。 今後、基本計画を策定し、保育所整備を推進してまいります。

次に、介護保険事業関係ですが、介護保険給付費は当初予算のとおり推移しております。 なお、今回、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画の基礎資料となります日 常生活圏域ニーズ調査の経費を補正で計上いたしました。これについては、新年度で実施を 予定しておりましたが、県から、第6期事業計画作成に伴う業務量の増大は明らかであるこ とから、25年度内に実施するよう指示があったことによるものです。

次に、介護予防事業ですが、介護認定数や保険給付費の抑制を目的とする介護度重度化防止対策事業につきましては、介護予防教室が大変好評で、開催する回数が当初計画を上回る 見込みであるため、県に補助金の増額を申請したところ、100%の補助が承認されました。 これを受け、今回補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

なお、これからも介護度重度化防止対策推進員には積極的に活動していただき、介護認定者数と介護保険給付費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

次に、町道の工事関係ですが、通常行っている新設改良工事、維持補修工事については、 11月末までに、今年度予定している工事のうち、79%の契約が完了しております。

また、国の補助事業の関係ですが、町道1-10号線、通称下ノ原通りの歩道新設工事につきましては、社会資本整備総合交付金事業の中の通学路対策事業で、歩行者の安全を確保する為に行うものであります。全体延長が3.5キロメートルで、7つの工区に分けてこれを発注し、全工区で工事に着手しております。

町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良事業は、用地交渉が難航し、一部買収できていないところがあり、今回の補正予算で事業費を次年度に繰り越します。用地買収終了後、 条件が整い次第、なるべく早い事業に着手いたします。

次に、海岸侵食対策関係ですが、南九十九里浜保全対策協議会から、南九十九里侵食対策 並びに養浜事業のさらなる促進と必要な財源を確保するため、10月15日に国土交通省及び関 係国会議員に対し、11月1日には千葉県に対し要望いたしました。 次に、環境関係ですが、太陽光発電システム補助事業は、9月議会で10基分の増額補正を 行いました。しかし、11月末時点で既に増額した補助枠も使い切るなど多くの方に利用され ていることから、この事業は来年度以降も引き続き実施する考えでおります。

また、ボランティアによる清掃活動ですが、海岸清掃を9月16日に、一宮川の堤防の草刈りを11月23日に実施し、2つの事業に多くのボランティアの参加がありましたことに感謝申し上げます。

なお、一宮川の河口清掃は、台風27号の接近に伴い中止となりましたが、時期を見計らい ながら年度内に改めて実施する予定でございますので、皆様方のご協力をお願い申し上げま す。

次に、都市整備ですが、11月3日に千葉県主催による「わが家の耐震相談会」と「住宅リフォーム相談会」が中央公民館で開催され、3名の方が住宅の耐震化やリフォームについて派遣された建築士のアドバイスを受けました。

次に、東浪見土地区画整理事業ですが、事業自体は解散段階に入っていますが、裁判所による賦課金の未納者に対する法的な処理が予定よりも長引き、来年の2月ごろまでかかる見通しから、組合は11月30日に総会を開催し、今年度内の解散にこだわらず、強制競売などの法的処分の完了を最優先することを議決しました。

ついては、組合事業の解散申請は、競売の結果が確定次第手続に入るということになり、 事業期間も延伸する予定とのことです。

次に、都市計画関係では、都市計画マスタープランの策定委員会を第2回目まで終了して おり、来年度の完成に向けて進めております。

次に、農業関係ですが、去る11月3日に開催されました第35回「一宮町農林商工祭」は、会場をこれまでの保健センター前から一宮中学校の校庭へ移し、各団体の協力と創意工夫を凝らしたイベントが行われ、来場者はおよそ2,000人でございました。駐車場などの問題もありましたが、隣接して開かれた文化祭とともに、盛況のうちに終了いたしましたことを報告させていただきます。

次に、施設園芸ですが、現在老朽化した温室の改修を目的とする園芸施設リフォーム支援 事業は、3軒の農家が実施しております。また、産地の施設化や規模拡大などの整備を支援 する生産力強化支援事業については、同じく3軒の農家が実施中となっております。さらに、 梨農家2軒から農薬散布及び貯蔵機器の要望があり、今回補正予算を計上いたしましたので、 よろしくお願いいたします。 次に、土地改良関係でございますが、東部土地改良区の管理する農業用水を送るための揚水機場において、電気設備に故障が生じたことから調査しましたところ、全体的に老朽化していることもあり、機能を回復させるためには多額の費用を要することが判明いたしました。その対策を千葉県とも協議してまいりましたところ、国・県補助の事業により対応することになったところであります。来年春の稲作に間に合うよう、今年度中に実施する必要があるため、今回、町においても補助金を補正予算として計上いたしましたので、よろしくお願いいたします。

次に、学校教育関係ですが、一宮小学校屋内運動場耐震改修工事の進捗状況につきましては、解体工事及び土工事、基礎補強工事が終了しており、屋根塗装及び耐震工事となる鉄骨の補強工事もほぼ終了しております。11月末現在までの進捗率は70%となっております。今後は、外壁の設置のほか、トイレ及び内装の改修や床工事等を施工し、卒業式はリニューアルされた体育館で行えるよう進めてまいります。

次に、一宮小わくわくパソコン講座の開催についてでございます。ことし初めての試みとしまして、一宮商業高校の生徒が、一宮小学校の児童に対し、授業時のパソコン操作の補助を行い、児童一人一人のパソコン操作の向上ととともに、高校と小学校の間の連携の一助とする目的で行われております。10月28日、30日の2日間、4年生児童93人を対象に、また12月2日と3日の2日間、6年生の児童84人を対象に実施されております。

次に、社会教育ですが、町指定文化財である観明寺の四脚門修理工事ですが、6月3日に 着工し、11月30日に完了いたしました。

また、総合文化祭ですが、10月27日に芸能と音楽を楽しむ会が行われ、22の団体が日ごろの練習成果を披露しました。11月2日から2日間にわたり開催した文化祭では、1,000点を超す芸術作品が展示され、約1,400人の来場者があり、盛況裏に終了いたしました。

さらに、11月15日には、「7歳児合同祝」を開催し、一宮いっちゃんが歓迎する中、健やかに成長された122人の7歳児が祝福されました。町の未来を担う子供たちが元気に伸び伸びと育ってくれることを願っております。

終わりに、この定例会に、承認1件、条例1件、協議1件、補正予算3件を提案いたしま した。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で、私の行政報告を終わります。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長(森 佐衛君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53 条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 藤 乗 一 由 君

- ○議長(森 佐衛君) それでは、通告順に従い、4番、藤乗一由君の一般質問を行います。 4番、藤乗一由君、どうぞ。
- ○4番(藤乗一由君) 4番、藤乗です。おはようございます。

平成26年度の学童保育の整備計画についてということで質問いたします。

- 1、施設並びに学童保育の環境整備の計画について、2、平成26年度の利用者数の見込みについて、3、利用者への広報並びに受付の方法、日程等に関してという点ですが、以上について多少の補足をさせていただきます。
- 一宮町では、学童保育わんぱくクラブとしていますが、一般的には放課後児童クラブ、あるいは学童保育と呼ばれていますので、ここでは学童保育と呼ばせていただきます。

6月にも取り上げさせていただきました学童保育の環境整備についてですが、一宮町の小学校の児童数の現在の状況と子供の人口とから考えますと、今後、少なくとも数年間は、ことしの学童保育の対象となっている1年から3年生までの子供の数より多くなることが見込まれます。本年度の1年生から3年生までの児童数は294名ですが、来年度は約30名ふえる見込みです。

これは、学童保育の利用者の分母となる数ですが、さらに人口の分布から考えますと、今後5年ほどの間は310名から330名という間になると考えられます。この中には、転入者の見込み、そういったものは含まれておりませんので、今後も転入者等が見込まれる場合においては、この数の上限かそれ以上を想定するということも念頭に入れておく必要があると思います。

さらに、今後の社会情勢からも、利用者の割合が増加するということも十分想定しておく 必要がありますから、学童保育の利用者も当然これに伴って増加することが考えられます。

一宮町の場合には、本年度、現状では待機者は解消されておりますが、年度初めの申し込み時点では諦めた方もいらっしゃいましたので、来年度の見通しを含めて、どんな計画で当たるかということをご説明ください。

全国的には、学童保育の潜在的な待機児童数が40万とも50万とも言われているそうですが、 大都市ほどその傾向が強いということです。一宮のような小さい町でも、できる限りしっか りとサポートしていだける体制を整えていただきたいと思います。

また、新年度の学童保育への利用申し込みにあたって、受け付け方法やその日程などが十分に伝わっていなかった方が、申し込み人数等、そのタイミングの関係で断念されたケースがあったようです。そのあたりの周知などもより細やかに進めていただけることをお願いしたい、それらを含めて計画、考え方などについてご説明ください。お願いします。

○議長(森 佐衛君) 質問が終わりました。

ただいまの藤乗一由君の一般質問に対する答弁を求めます。

町田教育長、どうぞ。

○教育長(町田義昭君) 藤乗議員のご質問に対する答弁をいたします。

最初に、平成26年度の利用者数の見込みということでございますが、平成25年度、1学年の利用希望率、これが東浪見学童保育わんぱくクラブで約28%、一宮学童保育わんぱくクラブで約33%でございました。この比率を平成26年度新1学年児童数に適用しますと、東浪見学童保育わんぱくクラブでは8人、一宮学童保育わんぱくクラブでは35人の見込みとなります。

また、新2年、3年の現在の利用児童数がそのまま進級して利用すると見込んだ場合、東浪見の場合が12人、一宮の場合が31人となります。したがいまして、平成26年度の利用児童数は、東浪見学童保育わんぱくクラブについては20人以上、これは平成25年度比で5人増ということになります。また、一宮学童保育わんぱくクラブについては66人以上、今年度比で16人以上の増とそれぞれ年々増加の傾向がございます。

後ほど申し上げますが、今年度の環境整備を行いますと、平成26年度学童保育わんぱくクラブにおいては、定員内におさまる見込みとなっております。

次に、利用者数の広報及び受け付けの方法、日程等についてお答えいたします。

利用者への広報は、学童保育が必要な家庭に周知されることが最も重要でございます。従

来から就学時健康診断時を利用して通知している、新1学年保護者に加えまして、今年度からは新2、3学年保護者への通知も実施いしたします。そのほかにも、12月号広報紙及びホームページへの掲載、各学童保育施設へのポスター掲示を実施してまいります。

また、1月中旬から利用申し込み受け付けを開始しますが、受け付け方法については、昨年同様、教育課と学童保育施設への提出に加え、郵送での提出も受け付けいたします。保護者への利用決定通知の発送は、12月上旬を予定しております。いずれの事務も昨年度よりも1カ月前倒しで進める予定でございます。

最後に、施設並びに学童保育の環境整備計画についてお答えいたします。

今年度当初、先ほどもお話がございましたように、一宮学童保育わんぱくクラブに待機児童が発生いたしました。しかしながら、その後、解消されましたものの、平成26年度は入学児童数の増加によりまして、現在の施設のままですと再び待機児童数が発生すると見込まれていきます。

そういった状況から、平成26年度に向けて、受け入れ拡大対策として、従来からの一宮小学校内一宮学童保育わんぱくクラブに加えまして、一宮小学校から通所、利用の安全性、利便性等を勘案した上で、既存施設である振武館和室を活用した一宮学童保育わんぱくクラブ併設計画を現在進めているところでございます。

振武館の学童保育利用につきましては、和室利用者のご理解もいただいております。本議会に上程の補正予算で当事業に係る環境整備費も計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうですか。

4番、藤乗一由議員、どうぞ。

○4番(藤乗一由君) 来年度への対応について、6月の問題提起から必要の計画として、安心できるような形でということで出していただきましたので、それにかかわりまして、意見、要望として申し述べさせていただきます。

来年度に関しては、お聞きいたしましたような内容で、一応安心はいたしました。恐らく問題ないんではないかというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、子供の数は今後一定数の増加のままで横ばいの状態をたどるんではないか、少なくとも数年の間は、5年ほどは解消できないと思いますので、その辺のところを社会情勢の問題もございますし、

お仕事をしながらということは当然ふえてくる可能性もあります。そういったところを見ながら、さらに翌年度以降のことについても、当面だけでない形で検討していっていただきたいというふうに思います。

この子供の数の変動ということにつきましては、現在計画中の保育所の移設問題にも関連 してまいりますので、こうした流れを見た保育や子育て全般にわたる進め方、計画について も、連携して十分考慮していただきたいと思います。

さらに、子育てに関しては、もしご家族がお近くにお住まいの場合には、教育的な観点などからも、そうした中でカバーしていっていただきたいと思います。その辺のところは、担当課のほうではなかなか言いづらいところではあるかとは思いますが、広報の中でうまくお知らせしていただくことによって、余りにも多くの部分を行政が担わなくちゃならないというようなことには無理がありますので、家族で地域で見守り育てるということも、無理のない形でできるような仕組みづくりというところにも取り組んでいっていただきたいと、さらに一層進めていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

- ○議長(森 佐衛君) よろしいですか。
- ○4番(藤乗一由君) はい。
- ○議長(森 佐衛君) 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

- ○議長(森 佐衛君) 次に、志田延子君の一般質問を行います。8番、志田延子君、どうぞ。
- ○8番(志田延子君) 8番、志田です。よろしくお願いいたします。 質問は、事項としては1つなんですけれども、2つに分けて質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(森 佐衛君) 結構です、どうぞ。
- ○8番(志田延子君) 一宮川堤防のかさ上げについてなんですが、まず1点目、町民への説明の必要性ということで質問させていただきます。

県では、津波対策として、一宮川の河口から中之橋の間の堤防を最大2.8メートル、平均で1.8メートルのかさ上げをするという計画をしていらっしゃいます。今年度、設計に取り組み、早ければ来年度に工事着手し、28年度から29年度に工事完成の予定と聞いております。この事業については、議員、それから各種団体及び一宮川沿川の一部の住民の方たちに説

明会を行っておりますが、それ以外の町民の多くが事業を知らない状況でございます。また、 説明を受けた方々も、事業に対する実感がなかったんですね。実際のところ私も聞いてたん ですけれども、何かわけがわからないまま終わってしまったんですけれども、より具体的な 説明が必要であると思います。

町民に対するわかりやすい事業説明を求めると同時に、今後どのように周知していくか、 伺いたいと思います。

これで1回目、お願いして、次にまたお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長(玉川孫一郎君) 志田議員の質問にお答えいたします。

町では、一宮川の河川堤防のかさ上げにつきまして、千葉県にお願いをして、5月29日に町会議員、区長さんに対する説明会を、その後、堤防がかさ上げされる地区、海岸区、船頭給区、16区と15区の住民に対しまして、9月14日と9月22日にそれぞれの地区別の説明会を開催いたしました。

ご指摘の件でございますが、確かにまだ町民の多くは事業を知らないという状況でございますので、来年1月の町の広報紙にこのかさ上げの内容とイメージ図を掲載いたして、周知させていただきます。また、その後、町民全体に対する説明会も開催して、広く周知をしてまいりたいと考えております。

また、実感がないということでございますので、実際に現地にどのあたりまでかさ上げさ さるのか、何らかの形で示すことができるかどうか、千葉県に確認してまいりたいと思って おります。

これにつきましては、皆さん方ご承知のとおり、町としましては、津波対策はもちろん一番大切なことでございますけれども、風光明媚な一宮川というのは、年間を通じて町内の人だけではなく、また多くの観光客が散策とか釣りとか川遊びを楽しんでおります場所でございますので、景観とか利用にも十分に配慮して事業を進めてもらいたいということを、実は11月19日に開催されました知事と市町村長との意見交換会でも、私どもから森田知事に強く要望いたしました。

その席上、県のほうから、事業の実施に当たりましては地元市町村と十分に協議して進めていきたいという回答もいただいております。

こういうことからしまして、これからも町民の意見を丁寧に酌み上げて、県に伝えていき たいと思っております。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

志田議員、どうですか。

はい、どうぞ。

○8番(志田延子君) ありがとうございます。

この件に関しては、一宮町だけではなく、睦沢町、そして茂原市、それから上流のほうの長南、それから源流のほうの長柄、すべてこの一宮川一体になっておりますので、先進的な河川のそういう親水性というのですか、水に親しむとか、それから地震対策だとかいろいろなことでやっているところもご覧になって、ぜひ一宮だけではこれはできない問題だと思っておりますので、今回、茂原市のああいうことがあったものですから、多分県のほうも十分いろいろと考えていらっしゃると思うんですけれども、これは県だけではなく、国からもいろいろ援助をいただくべきだと思っておりますので、本当に一宮町だけではなくて、一宮川流域全体の市町村でなさっていったらいいんではないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そして、この第2点のほうなんですけれども、もちろん今のことを踏まえてですが、川の 有効利用についてお伺いしたいと思っております。

町では、ポンポン船の復活ができるのではないかと、住民も観光で見える方々も楽しみに していらっしゃいます。しかし、このポンポン船自体の復活は、船大工さんもいなくなり、 また維持管理も大変であり、ポンポン船の従来の形態の復活は無理であると思っております。 形を変えて川の有効利用をしていくためにも、景観は本当に非常に大事な要素でございます。

土手のかさ上げをなされた場合は、かもめ橋から河口にかけての景色、また新一宮橋から 上流に向かっての景観は全く失われてしまいます。もちろん、その逆もあるわけですね、中 之橋から河口の方を見ても、もう塀がそびえ立っていたんじゃ、本当に景観がなくなってし まいます。

この一宮川というのは、観光を目指す一宮にとってはとても大事な資源だと思っております。これからカヌーとかボートとかの川遊び、それからことし、これは体協か何かと、それからスポーツ部でやったサーフボードのバトル何とかとか、いろんな川遊びがございます。 一宮はジェットスキーとかそういうものじゃなく、そういう人力でもってやるような、子供 たちの体力増進にもとても川は有効利用もできますので、そしてまた、先日、私も最初からポンポン船のほうもかかわってましたのでご一緒に行かせていただいて、ポンポン船にかわる船の川めぐり等には、本当に景観が欠かせないと思っておりますので、このことについても安全、安心もありますけれども、やはり景観も町のそれこそずっと先祖伝来からこの川を守ってきたということもございますので、大変な資産でもございますので、町長にもこの辺についての見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 2点目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

小柳産業観光課長、どうぞお願いします。

○産業観光課長(小柳一郎君) 志田議員の2つ目の質問、川の有効利用についてお答えします。

長く一宮川の夏の風物詩として町内外の人々に親しまれてきたポンポン船は、運営を行ってきた一宮川観光汽船組合から諸般の事情により存続できないとの報告が町に出され、平成18年にやむなく運行を休止しました。運休を知った多くの人々から、存続を求める声が町に寄せられ、町は、一宮川観光汽船存続諮問委員会を設置し、ポンポン船の存続について諮問いたしましたが、夏場の主な乗船客であった海水浴客の回復が見込めない、川筋の景観が魅力に乏しい、休止を決めた汽船組合以外には運営を継続する新たな組織が見当たらない、以上の主な理由から、平成19年に出た答申は、ひとまずさようならポンポン船という休止存続の結論となりました。

その後、これまで町は、ポンポン船の復活を夢見て検討してまいりましたが、関係者と協議した中で、造船、維持管理など問題があり、現在復活は難しい状況となっています。

しかし、歴史ある一宮川をまちの観光資源や町民の憩いの場所にしたいという考えに変わりはありません。11月に視察した印西市では、観光案内人が船で印西市の歴史や観光をガイドする「いんざい 水の郷 まちめぐりガイド」を行っておりました。

川の周辺にはさまざまな鳥や魚などが生息しており、季節ごとにいろいろな表情を見せています。のどかな風景を見ながら、観光案内人のガイドをゆったりと楽しむことをでき、観光客にはとても好評のようです。ぜひ一宮町でも印西市を参考に関係者と協議をしていきたいと考えております。

こういったことも踏まえ、町長が先ほど答えた繰り返しとなりますが、町としては、津波 対策はもちろん一番大事でございますが、風光明媚な一宮川は、年間を通じて町内の方、ま た多くの観光客が楽しんでいる場所ですので、観光面からも景観や利用にも十分に配慮して 事業を進めていくことを望み、県に要望してまいります。

以上です。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

答弁が終わりました。

志田延子君、どうぞ。

- ○8番(志田延子君) 本当に町のほうでもそのように景観を大事にして、確かに命が一番大事ですが、もっともっと方法があると思います。津波が来た場合には、まず逃げることが一番大事だと思っております。そして、逃げる場所を確保することとか、さまざまな知恵を出し合って、そして、現在町のほうでやっております都市計画マスタープラン、これにもかかわってくる大きな問題ですので、どうか皆さん、いろいろな知恵を出し合って、県のほうにも国のほうにも要望していただきたいと思って、これで質問を終わります。よろしくお願いいたします。
- ○議長(森 佐衛君) 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

- ○議長(森 佐衛君) 次に、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。 6番、鵜野澤一夫君。
- ○6番(鵜野澤一夫君) 6番、鵜野澤一夫です。

大きく分けて2問、質問いたします。1問ずつ区切らせていただいてもよろしいですか。

- ○議長(森 佐衛君) はい、結構です、どうぞ。
- ○6番(鵜野澤一夫君) 最初に、特別警報について質問いたします。

8月30日から運用が始まっている気象庁の特別警報は、過去に経験したことのない規模の 天変地異を想定し、最大級の警戒を呼びかけるとしています。過去の災害で発表おくれや局 地豪雨の課題等で、まだまだ手さぐり状態だと思うが、各市町村には周知義務があると思い ます。

最近では、台風26号が招いた大規模な土砂崩れで未曽有の被害が出た伊豆大島、茂原市市 街地の冠水など、さまざまな被害があり、市町村も対応に苦慮されていると思います。当町 でも、11月17日に防災訓練を行いましたが、反省面も多々あると思います。

町長に、特別警報に対する考えと、下記の2点について伺います。

1つ、特別警報に対する町の対応と住民への周知はどのようにするか、具体的にお願いいたします。

2番目、町の防災計画の中で、町職員、各区、各種団体などが組織化し配置されているか を伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長(玉川孫一郎君) 鵜野澤議員の質問にお答えいたします。

まず、特別警報についてでございますけれども、特別警報は、警報等の基準をはるかに超える現象に対し発表されるためにより危機感を伝えられ、市町村長が発令いたしますいわゆる避難勧告とか避難指示を発令する際の的確な基準となる新しい防災情報であり、有効でかつ重要なものと私も考えております。

しかしながら、大雨などの災害は、特別警報が発表される前に注意報とか警報が発表されているわけでございますので、特別警報が発表されないから災害が発生しないというわけではなく、これまでどおり注意報、警報、その他の情報も活用して早目の避難を住民に促すような、そういった取り組みをすることも大事だと考えております。

ご質問の特別警報に対する町の対応と住民への周知はどのようにするかというお尋ねでございますけれども、特別警報に対しましては、これは気象庁、そして千葉県、テレビ、ラジオなどのルートによりまして情報が伝達されてまいります。得た情報を町のほうでは防災行政無線、そしてエリアメール、ホームページ、そして消防団、それから防災車等あらゆる広報伝達手段を使って住民に的確に避難行動に結びつけるように取り組んでまいります。また、さらにほかにも有効な伝達方法があれば活用してまいりたいと考えております。

2番目の防災計画の中での組織化とか配置につきましては、担当課長からお答えいたします。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 峰島総務課長、お願いします。
- ○総務課長(峰島 清君) それでは、2点目のご質問でございますが、現行計画でも記載されておりますが、災害が発生した際の職員の配備基準、活動体制、動員体制、さらに第4支団、南消防署、日赤奉仕団、一宮アマチュア無線クラブ等関係機関等との連携や町長、副町

長不在時は総務課長、総務課長不在時は都市環境課長が運営すると定めており、現在見直し 作業中の防災計画でも同体制について定めてまいります。

また、より内容を細かく記載した職員の防災対応マニュアルを別に作成しており、災害の 状況に応じて誰が参集し、自分がどのような活動をするのか、職員一人一人定め、配布して おります。

しかし、最近の大雨や台風等の被害状況や規模も考慮し、このマニュアルについても適宜 見直しをすることも検討してまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。鵜野澤議員、どうぞ。
- ○6番(鵜野澤一夫君) ありがとうございます。

ただいまの答弁で少しは安心しました。この内容を把握しているのは、ただいま町長の答 弁、また峰島総務課長の答弁を聞いた我々議員と町職員、またほか各種団体と、わずかだと 思われます。住民に徹底周知をしていただいて、町民の方々も町は我々のことを思っている のだと悟ってくださると思います。

町民に周知することを要望して、この質問は終わります。

- ○議長(森 佐衛君) 2点目、どうぞ。
- ○6番(鵜野澤一夫君) 2点目、災害時の情報一元管理を求むということで質問いたします。 九十九里町は、大規模災害発生時などに住民への避難勧告や被害情報を一元管理・配信す るコンピュータシステムを県内初で構築いたしました。システムは、県と独立行政法人防災 科学技術研究所の協力で構築したとのことです。費用は、国の補助金などを活用し、昨年度 末に完成し、ことし4月より運用しています。

各課が保有するすべての情報を統合し、地図に関連づけて管理でき、被災者台帳の作成や罹災証明の発行などを迅速に行えるのが特徴で、具体的には大規模災害発生時などに国の全国瞬時警報システム J アラートや町が設置したライブカメラ、被害の現地調査をした職員がタブレット端末から送信した被害情報を統合し、避難勧告や避難所開設等の情報を住民向けに町の防災メールや緊急速報メールで配信します。

また、避難所にもパソコンを置き、避難者の情報登録をすることができ、安否を含め管理をする。費用的に高額になりますが、この金額、約5,850万円という金額になりますが、人命を思うと早急に設置を求めるが、町長の見解を伺います。

○議長(森 佐衛君) 2点目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長(峰島 清君) それでは、鵜野澤議員の災害時の情報一元管理を求むの質問に対 してお答えいたします。

九十九里町で設置した災害情報の一元管理システムについてのことでございますが、これにつきましては、ご質問のとおり、災害情報を一元的に管理する県内初のシステムであり、避難所に誰が避難したか、罹災証明や災害発生状況などの情報を迅速に把握できるなど、情報収集と対策指示など、非常に有効な手段であると認識しております。

九十九里町につきましては、東日本大震災の被害により、国から特定地方公共団体の指定を受けております。この指定は、全国11道県222市町村で、県内では液状化被害のあった東葛地域、印旛地域、香取郡市、津波による被害のあった九十九里沿岸部の銚子市から白子町にかけての27市町村で本指定を受けた団体が活用できる、被災地域情報化推進事業の国庫事業により実施したもので、当町は対象外となっております。

財政的措置がないため、実施は町単独事業によるものとなり、その費用対効果が見込めるかなど、慎重に検討しなければなりません。しかし、ほかの事業等を模索し、活用できる事業があれば有効に検討する必要もございます。

また、現在コンピュータによる情報システム等が広く浸透している中、今後は各課、関係機関等が保有する地図情報などを一元化できるよう構築し、災害時にも役立てるよう取り組んでいくことも必要と思います。

以上です。

○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうですか。

はい、どうぞ。

○6番(鵜野澤一夫君) ただいまの答弁を聞きまして、一宮町は、東日本大震災の被害による、国の特定地方公共団体の指定を受けていないということで、被災地情報化推進事業の補助金対象外ということですが、実際には、当町は床上浸水が30棟、うち1軒は町長もご存じの方で、その方の家に6,000ボルトの配電盤があるわけですが、それは水をかぶり、操作不能となった。また、倉庫の全壊、また外壁、フェンスなども全壊という被害があったにもかかわらず、大網白里市の被害は、建物半壊1棟、火災が1軒で補助対象となっています。

非常に納得できません。補助対象になれば、全額が国・県負担でできるシステムですので、 町としても粘り強く要望していただきたいと思います。私も関係者に要望してまいりますの で、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

命はお金ではかえられないと思いますので、ひとつよろしくお願いして、私の質問を終わりにいたします。

以上です。

○議長(森 佐衛君) 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長(森 佐衛君) 次に、袴田 忍君の一般質問を行います。5番、袴田 忍君、どうぞ。

- ○5番(袴田 忍君) よろしくお願いします。私も3問ございますので、1問ずつ区切らせてもらってよろしいでしょうか。
- ○議長(森 佐衛君) はい、結構です。どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) よろしくお願いいたします。

それでは、1問目、これは、地域の人たちから拾った声を質問にさせていただきました。 それは、ことしの10月ですが、さきの台風及び10月の大雨の影響で、海岸地区地域の道路 の冠水についてお尋ねしたいと思います。

10月15日の台風及びその後の20日の大雨によって、2度、高齢者施設並びに児童福祉施設のある町道1-7号線及び海岸地区一宮館があります前の道路は車両が通行できないほど冠水してしまったという地元の方々の大きな不安がありました。

そして、大きな災害だけではなくても、やはり生活に支障を来す不安があれば、その対策 を町として考える必要があると思います。そのことから、次のことについて質問させていた だきたいと思います。

1つ、町として、今回の対応と浸水危険区域住民の避難について、どのような指示がなされたのか。

2点目、海岸区一帯の道路冠水の原因は何であるのか、その見解をお願いしたいと思います。この2つをお願いいたしたいと思います。

○議長(森 佐衛君) 1点目の質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長(玉川孫一郎君) 袴田議員の質問にお答えいたします。

まず、さきの台風の関係として、20号の関係でございますけれども、町として、今回の対応と浸水危険区域の住民の避難についてどのような指示がなされたかというご質問でございますけれども、10月15日の台風26号の影響でございまして、当町での被害は、道路冠水が15カ所、そして床上浸水が1世帯、それから10月20日の大雨では、道路冠水が13カ所ということでございました。人的被害は幸いなくて、比較的軽微な被害で済んだということでございますが、これにつきましては、消防団を含め関係者の方に深く感謝を申し上げたいと思っております。

平成8年以降、大雨とか台風による甚大な水害は発生していませんが、これは、川の拡幅 工事、千葉県が行っております川幅を2倍に広げる川の拡幅工事、それから町が整備してま いりました排水ポンプ場の整備といった、これまでの事業の成果だと考えております。

ご質問についてでございますけれども、台風26号の際は、防災計画に基づきまして、4時45分に注意配備をしきました。その後、中央公民館を自主避難所として開設し、そして一宮川の水位とか雨量といった情報を踏まえた中で、5時半には警戒配備体制にこれを切りかえまして、職員の動員数もふやしまして、道路冠水箇所にバリケードを設置したり、あるいは情報収集等の対応に当たりました。また、防災行政無線によりまして台風接近の注意を促したり、そして明け方には道路冠水している箇所がございましたので、通行注意を促す放送を行いました。

10月20日の大雨では、11時に警戒配備体制をしきまして、現地パトロール、バリケードの 設置、それから土のう運搬などの対応を行いました。そして、道路冠水、あるいは自主避難、 避難所開設のお知らせ等を防災行政無線とエリアメールを配信いたしまして情報伝達いたし ました。

実は、10月20日、10月15日の台風でも自主避難者がおられたわけでございますけれども、 その方々から声がございまして、やはりなかなか自分のほうから町のほうに避難をするのは 敷居が高いということで、できれば町のほうから防災無線を使って、自主避難所を開設した ということを知らせていただければ、遠慮しないで避難できるという申し出がございました ので、10月20日には、こちらのほうから自主避難所を開設しましたということを防災無線を 使って町民の方にお知らせいたしました。

いずれにしましても、私の指示でこれを行ったわけでございますけれども、自主避難の周

知は、河川とか土砂災害を踏まえまして、今回、町内全域に対して行ったわけでございます けれども、これについては少し反省をしております。

実は、台風26号の関係で、県の方で調査をしたところ、次のような結果が出ております。

県内約8万人に避難勧告の指示が各自治体から出たわけでございますけれども、実際に避難所に避難した人は、自主避難者も含めてわずか0.8%の659人にすぎなかった。このことは、1つは、やはり広げて避難を呼びかけしても、やはり切迫感が薄い。逆に言えば、本当に水害等の場合には、あらかじめ浸水危険区域というのはわかるわけですから、あらかじめ設定しておいて、そこを対象に具体的に呼びかけをしていかないと、避難する人も避難をしないんではないかということが新聞等でも指摘されております。

そういうことで、今回の経験を踏まえて、そういった地域指定も含めて、もっときめ細かく避難勧告とかそういった自主避難についても呼びかけをしていきたいと考えております。

大島の事例は、住民の命を預かる市町村にとって、決して人ごとではないと痛感しておりますので、今後も災害の発生するおそれのある場合には、住民の安全を第一に、的確に、かつ迅速な対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

2番目につきましては、担当課長からご説明させていただきます。

- ○議長(森 佐衛君) 小関都市環境課長、お願いします。どうぞ。
- ○都市環境課長(小関義明君) 2点目のご質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、10月中旬の台風26号とその後の大雨では、町内で数十カ所の道路冠 水がございまして、通行に支障が生じました。

この2回目の雨は、これまでにない長時間の雨で、累積降雨量が著しく増大いたしました。 河川の水位も上昇し、内水が自然流下できずに、ポンプでの排水だけが頼りとなりました。

周辺の排水機場のポンプは正常にフル稼働しておりましたが、それでも追いつかず、一部 冠水が生じてしまいました。大雨のときには、通常の排水側溝では排水し切れず、道路自体 も排水路の役目を果たします。また、田んぼも大雨のときには調整池の役割を果たすことに なります。今回の雨は、それらすべてのキャパシティすらも超える大雨であったことが原因 であると考えられます。

今後、このような状況を踏まえた中で、できる限り冠水箇所を少なくするよう、対策を検 討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。袴田議員、どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) 本当に答弁、ありがとうございます。

私は、これは再質問じゃありませんけれども、やはり冠水について地域の方々が不安を持っているということになれば、先ほど町長が言われました、浸水危険区域の住民の方々の避難については、やはり宮原地区、その他の地区何カ所かには自主防災組織がございます。自主防災組織の中では、そういったお話もするでしょうけれども、そういった自主防災組織を持っていない地域の方々も、今後やはり区長会、自治会を通してそういった避難対策というものを考えていかなくちゃならないんではないかと思いますので、その辺はやはり地域の方に訴えることも僕は必要かなという気がします。

それから、大雨の中で、私は、確かに小関課長が答えられたとおり、その数時間後、車をちょっと走らせてみましたけれども、水が流れる方向というのは、長生村のほうから一宮のほうに向かって流れる。これはやはり流れるものを見ればわかりますので、そのほか、下水から、水路から水が上がってくる。これは、はけ切れない水が、相当な量が道路に流れ出てくるというのは私も気がつきました。

ただ、もう一点は、地域の方々も不安に思っているのは、この一宮地区は地盤沈下をしているのではないか、そういう状況も考えられる。これは、今回の直接の原因には結びつきがたい部分もあるとは思いますが、そういった調査も今後なさるべきかなと私は思いますので、この辺の検討をしていただきながら、不安を取り除く方策を考えていただきたいと思います。では、2問目に移らせていただきます。

- ○議長(森 佐衛君) 2点目、どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) 次に、町内に存在する危険な建物撤去対策について、これは、実は昨年の3月に私は宮原の煙突の件に関して質問させていただきました。それに関しての再度質問でございますが、お願いいたします。

宮原地区のコンクリート製の煙突の撤去について進展があったのか、まず伺いたいと思います。

また、町内には道路に面した崩れかけた建物、これは海岸地区ですが、あったり、やはり 火災後の廃棄物、それがそのままになっている、そういったものを撤去していない。撤去し なくちゃいけないんですけれども、なかなかその方法、対策がわからない。数年もその状態 にしておいて、町としてはどうなのか、行政としてはどうなのか、その辺を少しお伺いした いと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 2回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長(峰島 清君) 袴田議員の2点目の、町内に存在する危険建築物の撤去対策についての質問に対してお答えいたします。

ご質問いただきました宮原地区のコンクリート製の煙突の問題につきましては、前回も答 弁いたしましたとおり、所有者が所在不明で連絡もとれず、町としても弁護士などと今後の 方針について相談しておりますが、具体策が見つからず、対応に苦慮しているところでござ います。

このまま放置しておけば廃屋の倒壊やごみの不法投棄、火災の危険などといった生活環境への影響や、景観の阻害による町のイメージダウンにもつながってしまいますが、その責任を所有者に問う法的根拠はないものが現状であり、そのほかの危険家屋等についても、基本的には行政機関が民事に介入することはできませんが、住民の不安解消や台風時期などの危険物の飛散や倒木などの防災上の観点から、所有者に対し、危険家屋等の適正管理をお願いする文書を発送しております。

しかしながら、あくまでも個人、法人の所有物は所有者の財産であり、所有者が管理する ものでございます。対処についての通知文は強制力がなく、必ずしも対処していただけると は限りません。

問題解決に当たりましては、条例を制定し、行政処分による撤去、民法上における事務管理による対応、所有者がいる場合には経済的支援による撤去など考えられますが、いずれの方法にしても、慎重にその必要性及び効果などを検討していかなければなりませんので、今後も弁護士や関係機関と相談しながら対応策を協議していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。袴田議員、どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) 答弁、ありがとうございます。

前回とコンクリートの煙突に関しては進まないという状況でございますが、やはり廃屋、 危険な建物は、一宮町には場所によってはかなりあるということは私も調査してわかりました。 これは、先ほども峰島総務課長から言われました、条例を制定するということで何らかの 方針を立てないとなかなか無理である。ましてや、あの煙突に関しては、近藤食品さんが倒 産をしてそのままで、近藤食品さんの居場所もわからない。

また、海岸地区、これは名前を出しては失礼かもわかりませんけれども、もと大橋酒屋さん、一宮館の隣ですけれども、あそこの建物は、もう道路に面して建物の廃材が出ている、あそこの下は、子供たちが通学路に使っているわけですね。ですから、子供たちの危険もそこにつくわけでして、あれもやはり撤去していただかなくちゃいけないだろう。だけど、その持ち主も小関食品さんであって、小関食品さんは倒産しておりまして、やはり居場所もつかめない。

それは、もともとその持ち主が撤去する部分だとは思うんですが、それがいないという状況の中では、やはり弁護士さんと相談をしながら進めていくという中で、町としてやれることは条例をつくる。この条例の中にも、一宮町環境保全条例の中に第4節ですが、空き地の適正管理という部分があります。空き地イコール建物も、この中に加えて考えていただければ私はよろしいんではないか、そういった条例も考えて今後つくっていただければ、早急にこういった危険建築物の撤去というのはできていくんではないかと思いますので、ぜひ条例をつくっていただきたい。

あとは、この一宮町も別荘が多い、空き家が多い、やはりそうなりますと、今後かなりそういった空き家問題が出てくると私は思いますので、その辺のためにも、早急な条例制定というものをしていただいて動いていただきたいというのが私の要望でございます。

以上です。

- ○議長(森 佐衛君) 次、3点目、お願いします。
- ○5番(袴田 忍君) 3点目です。要保護児童対策協議会についてお尋ねしたいと思います。 11月は、皆さんもご存知だと思いますが、児童虐待防止月間に当たる月でございます。子 どもの人権から子ども虐待については、厚生労働省も社会問題として大きく取り上げ、児童 福祉法の改正、これは虐待防止法ですが、地方自治体への虐待防止対策の啓発を行っていま す。

千葉県においても、各児童相談所、これ7児相と書いてありますが、千葉市児相を含めての7カ所でございます。及び関係機関が窓口となって、子ども虐待防止に向けた取り組みや対策協議に力を入れているところでございます。

私たちが住むこの地域、長生地域は、茂原にあります東上総児童相談所がこの地域の窓口

になっております。虐待件数も、長生地区は全体の40%を超えているというのが児童相談所 の見解でございます。

東上総児童相談所は、山武地区、長生地区、夷隅地区で、山武地区が50%、長生地区が40%、夷隅地区が10%という形で虐待のケースが上がっているわけですね。そういう中で、この一宮町も長生地区に入っている、この40%の中に入っているという形でお尋ねをしていきたいと思います。

このことから、今回、市町村の取り組みである要保護児童対策地域協議会について、町当 局の運営についてお伺いしたいと思います。

1、協議会の開催、これは代表者会議、それから事務者会議があると思いますが、年、ど のくらい開かれていて、その主な内容はどういうことですかということが、まず1点目。

2点目は、町内での虐待ケースがあるのかないのか、あった場合には、その支援方法についてお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(森 佐衛君) 3点目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

高師福祉健康課長、お願いします、どうぞ。

○福祉健康課長(高師一雄君) ただいまの袴田議員からの要保護児童対策協議会に関する質問にお答えいたします。

まず、1点目の協議会の開催件数と内容についてですが、要保護児童とは、児童福祉法第6条の3に規定されております、保護者のいない児童または保護者に看護させることが不適当であると認められる児童であり、虐待を受けた子供に限らず、非行児童などにも含まれます。

これらの要保護児童の早期発見、早期対応、自立に至る支援を児童相談所、警察署、法務局、医師会、教育課、学校関係等の関係機関で役割分担、情報共有を協議する場として、要保護児童対策協議会がございます。

町では、高齢者や障害者の虐待を含め、一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会として、要保護児童対策協議会を兼ねて、平成19年に設置しており、年1回会議を開催しております。 平成24年度は、本年2月28日に開催しております。主な内容としては、町保健センター内に 昨年10月1日、一宮町障害者虐待防止センターを開設いたしました。その状況や23年度にお ける町内の虐待件数を報告させていただきました。 具体的には、23年度における虐待件数は、児童に係るものは3件、配偶者、高齢者に係る ものが5件、障害者に関してはございませんでした。また、協議会の下部組織として児童相 談所、並びに児童と関係する保育、学校、保健所、教育課等からなる実務者会議として個別 支援会議を開催し、平成23年度は、児童の3件のケースについて協議をいたしました。

なお、平成24年度及び平成25年度については、継続で1件のケースについて開催しております。

2点目の町内での虐待ケースのあるなしと、あった場合の支援方法についてでございますが、25年度の状況は、継続で1件のケースがあり、児童相談所、保健所等の機関と連携し、保護者との面談のほか、親族への協力依頼や見守りなど行っており、継続的な支援会議を開いております。

町では、幸い人命にかかわる重大な事案はございませんが、今後とも常日ごろから関係機 関と連携を密にし、迅速な対応を心がけてまいります。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。袴田議員、どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) 課長、ありがとうございます。

要保護児童対策協議会に関しては、やはりこれは19年から始められたということで、わかりました。私もこの児童対策協議会に関しては、この一宮町の町の中には児童養護施設がございます。これは、一宮学園という大きな養護施設がございますが、今、児童養護施設に入所してくる子供たちの80%から90%が虐待のケースなんですね。

ですから、そのリスクが大きい中で、地域の人たちのかかわり、それから関係者のかかわりの一言の言動であったり対応であったりすると、それがトラウマ的なものから虐待がまた始まったんだという意味の中での、子供たちの不安感が出てしまう。やはりそういう中では、地域対策協議会の中で、地域の人たちが虐待について学んでいただきたい、啓発していただきたい、私はそういうふうに考えているんですね。

いすみ市にこの前行きましたら、太田市長さんが、かなりののぼりを立てているんですね。 それは全部、虐待防止という、旗の中に刻まれてありました。各いろんな学校関係から地域 の商店街から、いろんなところにそののぼりが立っているんです。

これ、どうしてかと聞きましたら、やはり地域が虐待を知らないと子供たちの虐待は防げない。ですから、地域の人たちにもうちょっと理解していただくためにも、旗を見て、子供

を守らなくちゃいけないんだ、そういう気持ちになっていただきたい。そういう中では、やはり私も、この一宮町の中で、施設があるからじゃなくて、地域の人たちの、子供たちの中にもそういったリスクがある家庭があるかもわからない。それはやはり守っていかなくてはいけない。

子供が健全に育っていくためには、子供の権利を守るためには、それを保障してあげなくてはいけない、それは町として担わなくてはいけないんではないかと思っておりますので、ぜひ、自分がこの児童福祉の仕事をしているからこうじゃなくて、必要なものは必要なんだ、子供を守る、人権を守るという中では、児童虐待、このいじめの問題もそうなんですけれども、含めた中で防止法に関して、もう少し知識を広めていただきたいなと私は思っていますので、今後ともひとつ福祉健康課、それから教育委員会の皆さんにもご協力していただいて、一宮町でも子供を守るということを先行していただきたいと思います。これが要望です。以上でございます。ありがとうございました。

○議長(森 佐衛君) 以上で、袴田 忍君の一般質問を終了いたしました。 会議開会後、1時間20分経過しましたので、ここで15分間の休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長(森 佐衛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 秋 場 博 敏 君

- ○議長(森 佐衛君) 秋場博敏君の一般質問を行います。14番、秋場博敏君、どうぞ。
- ○14番(秋場博敏君) 日本共産党の秋場です。

今年の最終議会であり、新年度予算編成の最中の議会でもあるので、町民からの要望を含めて4点の質問をいたします。

第1点目、東千葉メディカルセンターへの財政支援の要請を受けての質問です。

10月31日の新聞報道で、県は、10月30日、山武、長生、夷隅の各市町村に対し、東千葉メディカルセンターへの財政支援を要請したとの記事が出ました。当町からも、高師課長が参加して説明を受けてきたとのことでありますが、詳しい内容説明をお願いいたします。

この問題では、9月議会で要請もない中、議員から、来年4月開院の東千葉メディカルセ

ンターの3次救急に長生地域も恩恵を受けるので、財政負担をすべきだとの趣旨の質問があったわけでありますけれども、3次救急の何たるかを全く理解しない的外れな質問だなと感じておりました。町長の答弁を伺い、千葉県保健医療計画で規定する3次保健医療圏は県全域となっており、費用も含めて県が責任を持って整備すべき問題である、こういう答弁をされておりましたが、正しい答弁であると強く思いました。

ところが、医療計画にもない財政支援の要請を県は言い出し、定額支援だとか赤字補塡だ とかの案を示すなど、全く理解できないわけであります。

本計画は、もともと無理押しの計画で、山武郡市内でも足並みがそろわない中での見切り 発車であり、初めから赤字の中での運営がわかっていた問題であります。

全国的に見ても、3次救急に市町村が負担する例はありません。また、3次救急の赤字は当たり前で、2次救急医療や一般医療とセットの総合の中での維持管理をしている例でも、一般的に500床以上ないと3次救急は維持できないとされております。

東千葉メディカルセンターの計画を見ると、平成28年度病床数は314床で、3次教急は初めから維持が困難な計画であります。今後のスケジュール案を見ると、平成26年3月に協定書を締結するとありますが、平成25年度中というこのような計画であります。こんな無理押しの、計画性も道理もない要請には、きっぱりノーの返事を出すしかないんではないでしょうか。周りの意見を聞かずに進めてきた計画で赤字が出るのであれば、県が負担するのが筋というものであります。

今、長生郡市医療で力を入れるべきは、長生病院の充実、特に24時間医療体制の確保や産婦人科などの充実で、地域で安心して子供を産み育てられる環境づくりではないでしょうか。いずれにしても、正式な要請を受けた中で、どのように考え、見解を持って臨むのか、町長の見解を再度伺います。

2点目は、国民健康保険証の交付について伺います。

18歳未満の子供に対しては、親の滞納の有無にかかわらず国保証の交付を行うことが国から示されております。一宮町の実態と対応を伺う、このように通告をいたしました。

もう少し詳しく申し上げますと、町の短期保険証発行数131件の中で、とりに来ない家庭の子供への交付の問題です。平成22年5月26日付で厚生労働省保健局国民健康保険課長と厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課長の名前で出されている文書があります。資格証明証世帯に属する高校生世代以下の子供に対する短期保険証、短期被保険証の交付についてという文書では、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律、

平成22年法律第35号の施行により、平成22年7月1日より、資格証明証世帯に属する高校生世代以下の被保険者に対しては、有効期限が6カ月の被保険者証を交付することとされたところであります。

この扱いに係る留意点については、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険 法等の一部を改正する法律等の施行について、平成22年5月19日、保発0519号の1号、この 第2の第5において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対し、 速やかに被保険者証が交付されるよう特段のご配慮をいただきたいこととされているところ であり、速やかに被保険者の手元に届くよう、必要な準備に努めるなど、周知徹底を図られ たい、こういう内容であります。

長生郡市内で切りかえ時にすべて郵送している、こういうところは茂原市、長南町、長柄町であり、長柄町では正規保険証を郵送で交付している、こういうことであります。

一宮町は、短期保険証をとりに来ないときには未交付になる状態です。一宮町の実態と、 法の趣旨に沿うよう改善を求め、対応を伺うものであります。

3点目、保育所についてであります。

現在、保育所の統合や移転のテーマが進行中でありますけれども、東浪見保育所は、建築されて40年がたとうとしており、一宮町の保育所の中で一番老朽化が進んでいる建物であります。先日の雨で雨漏りが2カ所確認されており、対策が急がれております。1カ所は、2階西側のサッシの内側から漏っている、そういう状況、もう1カ所は、2階ホール北西側の天井から壁を伝って1階の保育室に雨漏りをしております。

保護者も心配しているので、一刻も早い修理を願うわけでありますが、幸い今議会に改修の補正予算が計上されております。応急対応的には安心できると思いますけれども、移設、建てかえ等までタイムラグが発生すると思いますが、そういった中で、本格修理等のスケジュール等、どのように考えて進めていくのかを伺いたいと思います。

4点目は、東浪見土地区画整理組合地域内公園整備についてであります。

これまで公園整備の要望については何回か取り上げてまいりました。また、整備要望の請願を議会でも採択し、町へ要望してきた経緯もございます。町は、組合の解散など、一定のめどが立ってから整備する旨答弁してきたと記憶しております。

町は、組合へ交換金を支払うなど、解散に向けて支援もし、今年度中に解散できるよう事務を進めていると伺っておりますけれども、地元の17区の区長より2回の要望書が提出されたと伺いました。これに先立ち、6月23日に町長と17区の区長さんとの懇談会が持たれ、こ

もごも意見が出されております。7月11日の要望書では、内容を4点にまとめたもの、今、17区は、ゼロ歳から9歳の子供が107名と、非常に一宮町の中では若い区であり、公園整備の要望も他の公園と比べて、とりわけ要望が強い状況にあります。

8月26日の再要望では、子供たちの多い中央の公園に遊具や日陰、ベンチ等を整備してほ しいというものでありました。北側公園も整備をしてほしいということでありますが、場合 によっては遊具を置かない公園でもいいと、整地をしてクローバーなどをまいた状態、広場 的なものに整備をしてほしい、木陰とベンチ等、こういったものを配置してくれれば、それ でオーケーだということも伺いました。

町は、懇談の中で、区画整理解散後の譲与金を町に寄附してもらい、公園整備に使いたい 旨話もあったように聞いておりますけれども、もし、そのような考えがあるとすすれば、こ れはやめたほうがいいと思います。剰余金問題は、組合員の総意で決めることで、2回賦課 金を出している経緯や、汚水処理場も抱えている中で、町は独自に整備計画を立てるべきで はないか、このように考えます。

いずれにしても、ほかの公園に優先して公園整備は進めるべきだと思いますけれども、これまで先送り、先送りと待たされてきた経過もありますので、町のこれまでの対応と、これからの計画を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、お願いします。

○町長(玉川孫一郎君) では、秋場議員の質問にお答えいたします。

まず、私のほうからは、東千葉メディカルセンターへの財政支援についてお答えいたします。

去る10月30日に、東金市役所におきまして、千葉県と独立行政法人の設立市町村であります東金市並びに九十九里町が、2次医療圏の対象となります山武、長生、夷隅の管内市町村の担当者を集めまして、来年4月に開設予定の東千葉メディカルセンターの進捗状況と、そして先ほどお話がありましたけれども、財政支援についての説明がございました。

そこで示されました財政支援策は2つございまして、第1案は、協力市町村が東千葉の救命救急事業に対しまして、あらかじめ協議して定めた金額を毎年支援していくというものでございまして、計画の支援額に市町村の利用患者数を乗じて算出するシステムであります。 これはどういうことかといいますと、例えば一宮町であれば、一宮町からこのセンターに搬 送される患者数に一定の金額を掛けて支援をしていくということでございます。

この案によりますと、市町村の患者数に大きな変動がなければ、毎年の支援額に大きな変動は生じないため、東千葉メディカルセンターの各年の収支状況には影響されることはございません。しかし、支援総額が固定されるために、東千葉メディカルセンターの収支が黒字であっても、患者数に応じた支援金を毎年支払うことになります。また、赤字額との差が大きくなれば、当然その都度見直し協議を求められることになります。

なお、参考試算によりますと、支援総額は2,839万円ということで、患者1人当たりの金額は3万5,000円というふうになっております。ですから、10人を搬送した場合には35万ということになります。

それから、第2案は、救命救急部門が赤字の場合だけ協力市町村で赤字額の2分の1を支援するというものでございまして、これは、各年の支援額に市町村の利用患者数を乗じて算出するシステムであります。

この案によりますと、東千葉の収支状況によりまして支援額が毎年変動することになりますから、当初予算との差異が生じた場合、各年ごとに予算の補正が必要となります。また、東千葉の経営状態によっては、各年の支援額が2倍とか3倍になる、そういう可能性もございます。一旦本案で協定を締結すれば、支援額の変動を断ることはできなくなります。しかしながら、東千葉には協力市町村は経営参加しておりませんので、経営改善を求める権利はございません。

なお、参考試算によりますと、この場合には赤字額が5,400万円、協力市町村の支援総額は2,700万円、患者1人当たりの金額は3万8,000円という形で試算されております。

以上が県並びに東千葉メディカルセンターからの説明の内容でございました。

長生管内では、9月の一般質問でもお答えいたしましたように、先ほどお話がありましたけれども、3次医療圏は県全域になっておりまして、整備費用については、本来国、県が負担して整備すべき問題であり、全国でも市町村が負担をしているという事例はございません。そういうことで、赤字補塡については、国や県が責任を持つべきだと考えております。

今回の市町村担当課長の説明を受けまして、各市町村長にも直接説明したいというお話が ございましたけれども、長生管内では、説明を受けるまでもなく、国、県が負担をして整備 すべき問題だということで、各市町村長の間では確認してございます。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 牧野住民課長。

○住民課長(牧野一弥君) それでは、2点目の国民健康保険証の交付についての質問にお答 えいたします。

町では、親または世帯主に滞納がある場合でも、18歳未満の子供へは窓口で6カ月の短期被保険者証を交付しております。これは、平成22年5月19日付、国民健康法等の一部を改正する法律に伴い、同年7月1日施行、一宮町国民健康保険税滞納者取扱要綱第4条にただし書きを加え、納税相談を実施し、滞納額が解消されないものに対し、その世帯に属する被保険者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては、有効期限6カ月の被保険者証を交付するものでございます。

短期被保険者証該当世帯につきましては、8月の一斉更新前にはがきで更新のお知らせを し、該当者が来庁した際には、税務課の徴収担当者と納税相談をし、納税状況により3カ月 または6カ月の短期被保険者証を窓口で交付しております。

一斉更新時には、短期被保険者証該当世帯、264世帯ありまして、うち18歳未満の子供がいる世帯は88世帯であり、更新時に窓口に来られなかった6世帯については、再度電話及び文書で更新のお知らせをした結果、交付世帯は3世帯、1世帯は社会保険に加入し、現在2世帯3人が未交付となっております。

さまざまな理由により窓口に来られない方については、被保険者証のない状態であり、こられの無保険者を解消するため、訪問等により相談機会を設け、交付を行うことに努めてまいります。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 次、答弁を求めます。井上保育所長、どうぞ。
- ○保育所長(井上高子君) 3番、保育所についての質問にお答えいたします。

東浪見保育所の雨漏り対策につきましては、平成21年に屋上の防水改修工事を実施いたしました。現在の雨漏りにつきましては、建物の老朽化による外壁側面からの雨漏りが考えられます。今年度6月に園舎北側2階を一部補修し、12月議会に雨漏り改修工事の補正予算を計上しておりますので、議決後に実施していく予定でございます。

お預かりしている子供たちへの影響が及ばないように対処していきたいと考えてはおりますが、雨、風等の状況により、雨漏り場所の特定が難しい現状もございます。今後も雨漏り 箇所の特定をもとに、早急な対応をしてまいります。

本格修理につきましては、東浪見保育所移設等についての検討が現在行われております。

その中にて関係者の皆様からご意見をいただき進めていきたいと考えておりますので、よろ しくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 次の答弁を求めます。

小関都市環境課長、どうぞ。

○都市環境課長(小関義明君) 4点目のご質問でございますけれども、東浪見土地区画整理内の公園整備でございますが、平成23年から地元自治会の区長を初め、各班長の意見を拝聴しながら3カ所の公園のうち、北側の公園に遊具を整備し、中央付近の公園は広場にするという整備方針を決定してまいりました。

その後、役員や班長さんの交代があったことから、ことしの6月に整備方針を改めて説明 するとともに、地域の方に公園の管理体制を検討する場に参加くださるようお願いいたしま した。

しかしながら、管理体制の検討の場への参加は、人選が難しいということ、北側ではなく 中央付近の公園に遊具を整備してほしい旨の新たな要望が地元の区長さんから出されたこと から、現在は整備方針を見直している段階でございます。

今後は、来年度の早期に整備方針の変更を地域住民に説明し、協議が整い次第、公園整備 を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。秋場議員、どうぞ。

○14番(秋場博敏君) ありがとうございました。

第1点目の東千葉メディカルセンターの問題につきましては、きのうの新聞でしたか、それぞれアンケートを持たされて県に提出するようにということで、課長は帰ってきたところでありますけれども、その結果がきのうの新聞、千葉日報でしたけれども、出ていました。

地域内15市町村ある中で、13市町村がアンケートを出した。しかし、どの市町村も財政支援は留保すると、いうような内容、あるいは白紙で出したところもあるそうでありますけれども、2団体がアンケートすら出さなかったと、そういうような状況で、当然ではないかというふうに思いますが、ただ、心配するところは、県は引き続き支援を求めるような報道をされておりますので、この辺はやはり腹をくくってかからなければいけないというふうに思います。

これ、要望ですけれども、無理押しで進めてきたこの計画ですから、初めから計画に参加してやっているとすれば、位置決めの問題から含めて、どうやったら財政が赤字でなくいくのかと、そういうことも含めて検討はされるべきであったわけであります。夷隅、長生、山武、そういった地域どりをする中で東金の端のほうにそれを建てる、もう建てる場所は名前がいろいろ変わりましたけれども、初めから決まっていたわけですね。

こういった計画は、やはりそれでも無理に進めたわけですから、もともとのとおり県の責任でその辺の対処はしていただく、これが本当に筋ではないかと思います。その辺の態度は引き続き腹を据えてかかっていただきたいというふうに要望いたします。

それから、保険証の問題については、国の指示文書が出た中で、一宮町、最終的には2件、3名が未交付だという話で、これも課長の説明にあるように、郵送とかそういうことでなくて、訪問して納税相談も含めてでしょうけれども、訪問して渡すと、こういう回答ですので、了解したいと思います。

3点目の保育所の雨漏りの問題、これも早速の12月補正で対応していただきまして、ありがとうございます。そういった中で、これは、今度移設、建てかえとの時間の問題がありますので、早期にやれるということであれば、この応急対応で済むと思いますけれども、その辺は慎重に業者等も含めて計画をもう一度検討していただきたいと思います。長引くようであれば、本格修理もこれはやむなしだと思いますので、その辺の判断は、ひとつお金が無駄にならないように、しかも子供たちや環境に悪影響が出ないように、配慮をよろしくお願いしたいと思います。

4番目の区画整理内の公園問題でありますけれども、地元の区長さんの要望、区長さんの要望というのは、当然役員会とかそういうので図られてやってきている内容でありますので、十分しんしゃくしていただきたいと思いますけれども、先ほどの課長の説明では、来年度早期に説明会をもう一度開いて、計画変更の内容、そしてそれが了承されれば進めていくということでありますけれども、これ、もう一度、この間ずっと区画整理組合が解散できずにずるずる来た中で、その整備も延ばされてきた問題でありますので、もう少し詳しいタイムスケジュール等、ここで発表できたらお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 小関都市環境課長、お願いします。
- ○都市環境課長(小関義明君) 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、現在、整備方針を見直している段階ですので、恐らく次年度になると思いますけれども、次年度の早い時期に実施してまいりたいという考えです。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 秋場議員、よろしいですか。
- ○14番(秋場博敏君) それでは、要望でお願いいたしますけれども、方針が住民合意も含めてできた段階では、これは補正も含めてやれるところからになると思いますので、始めるということと、それからお金のかかる整備のほうについては、やはり年次計画といいますか、その辺を住民合意も含めてやっていただけるように要望いたしまして、終わります。
- ○議長(森 佐衛君) 以上で、秋場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 鵜 沢 一 男 君

- ○議長(森 佐衛君) 次に、鵜沢一男君の一般質問を行います。2番、鵜沢一男君、どうぞ。
- ○2番(鵜沢一男君) 私は、一宮町国民健康保険事業特別会計の健全な財政運営を求めて質問をいたします。

町民の35%、世帯数で47%が加入する一宮町国民健康保険事業特別会計の現状は、今まで に経験したことのない危機的な状況にあると私は認識をしています。

大きな要因は、右肩上がりで増加の一途をたどる医療費、そしてその医療費に比例することなく伸び悩む保険料収入であります。このことは、今後も続いていくと考えられます。

そして、危機的な状況にある要因が、もう1点、国民健康保険事業特別会計、つまり本会計の不測の事態に備えてあるべき国民健康保険財政調整基金の残高が本年でゼロになってしまうということであります。

私の知るところでは、基金は、平成6年の3億2,000万円をピークに減少を続け、今日に 至っております。そこで、5項目伺います。

1項目め、国保の運用状況について伺います。これは、過去5年間の保険税率、1人当たりの保険税、1人当たりの医療費を含めて答弁をお願いいたします。

2項目め、国保財政調整基金の残高について伺います。これは、基金の目的と国の示す積 立額を含めて答弁を求めます。

3項目め、健康保険料の滞納状況と不納欠損処分について伺います。

4項目め、医療費の削減のための取り組みについて伺います。

5項目め、国保会計が不足をした場合の一般会計からの繰り出しについての考えを伺います。これは、町が国保会計に負担すべき事務経費などの法定内の繰り出しではなく、本来は

負担の義務を負わない法定外の繰り出しであります。

5項目、続けての答弁を求めます。

○議長(森 佐衛君) 質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

牧野住民課長、お願いします。どうぞ。

○住民課長(牧野一弥君) それでは、鵜沢議員の質問にお答えいたします。

まず、1項目めでございますが、国保税の過去5年間の1人当たりの保険税でございますが、平成20年度11万1,695円、21年度10万6,581円、22年度9万6,396円、23年度9万331円と3年間引下げをし、24年度は据え置きしながら9万1,554円と、長生郡市内でも一番低い町として努力をしてきました。また、1人当たりの医療費については、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等により、医療費は年々増加し、1人当たりの医療費につきましては、平成20年度22万5,320円、21年度23万1,939円、22年度は23万9,343円、23年度25万198円、24年度は26万671円と、大幅な増となっております。

2項目めでございますが、国保財政の調整基金の目的は、国保事業の健全な運営を図るためで、高額な医療費の発生等、療養の給付に不足が生じたときの財源に積み立てるものでございます。国で示している基金保有額については、過去3カ年間における保険給付費の平均年額の25%以上を有していることが望ましく、高額な医療費の発生等、偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応するため、一宮町の基金保有額を試算しますと、約2億1,000万円となります。

今回、12月補正前の基金残額は5,015万5,000円ですが、今回、基金を繰り入れますと、残額は1,000円となり、危機的状況となってしまいます。

4項目めでございますが、医療費削減のための取り組みにつきましては、一人一人が健康に留意し、予防、早期発見のため特定健診、保健指導の受診率向上と後発医薬品、ジェネリック医薬品の啓発について医師会と協議しながら進め、また、国保独自のサービスで行っている人間ドック等の補助限度額の見直しも検討してまいりたいと考えております。

5項目めでございますが、国保会計が不足した場合の一般会計からの法定外繰出金については、特別会計の独立採算の原則や国保に加入していない人に対して公平性を欠くことになりますので、慎重にしなければならないと考えております。

また、法定外繰り入れの現状につきましては、保険税、保険給付費、保健事業費に充てるため県内の35市町が繰り入れをし、県内の被保険者数の繰入率を見ますと85.4%を占めてお

ります。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 次、答弁を求めます。渡邉税務課長、どうぞ。
- ○税務課長(渡邉幸男君) それでは、質問の3項目め、滞納と不納欠損処分についてお答え いたします。

国民健康保険税における滞納状況について、過去3年間の状況でございますが、平成22年度の滞納繰越金額は、調定額でいいますと約1億8,900万円、23年度が約2億100万円、24年度が約2億円と、昨今の景気低迷の影響に伴います収納率の低下によりまして、厳しい状況となっております。

こうした状況の中、町では、督促状や催告書の発送、あるいは納税相談によりまして自主 納付を促してはおりますが、それでも納付のない方につきましては、給与や預貯金の調査、 生命保険の契約状況調査、不動産の有無等の財産調査を行いまして、可能な財産を換価し、 滞納税に充てております。しかしながら、その一方で、滞納処分可能な財産がない場合や、 生活困窮により自主納付も望めなく、徴収に至らなかった場合については不納欠損とし処理 を行っております。

この不納欠損処理には3つのケースがあります。

1つ目は、滞納処分の執行停止が3年間継続したときで、財産がない場合や滞納処分すると滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、2つ目は、滞納者本人死亡により、相続人がいない場合、3つ目は、財産調査や所在調査を行った結果、滞納処分可能な財産がないなどの理由により、執行停止を行ったが、執行停止期間の3年間継続するよりも早く時効が成立してしまった場合があります。

過去3年の不納欠損状況を申し上げますと、1つ目の滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合などの理由によるものが、平成22年度は6件の114万5,000円、23年度は7件の109万円、24年度は15件の617万1,000円、2点目の相続人がいない場合などの理由によるものが、平成22年度は16件の122万9,000円、23年度は、7件の162万3,000円、24年度は2件の109万7,000円、3点目の執行停止を3年間継続するよりも早く消滅時効が成立した場合によるものが、平成22年度は3件の15万2,000円、23年度は42件の1,386万6,000円、24年度は5件の63万6,000円の不納欠損処理を行いました。

不納欠損処理に当たりましては、滞納者の生活状況や財産状況等の把握、所在確認などに

ついて十分に調査をした上で行うこととしております。 以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。鵜沢一男議員、どうぞ。
- ○2番(鵜沢一男君) 再質問を行いたいと思います。
 - 1項目ずつお願いいたします。
 - 1項目めの国保の運用状況であります。

私は、過去5年間の1人当たりの医療費の推移と、同じく1人当たりの保険税の推移をグラフにしてみました。これですね。

医療費については、毎年右肩上がりで増加をしております。それに対して、町の1人当たりの保険税、これは平成21年から23年までの3年間、段階的に保険税を下げました。その理由と根拠、その結果について質問をいたします。よろしくお願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 玉川町長、どうぞ。
- ○町長(玉川孫一郎君) 私のほうからお答えいたします。

まず、国民健康保険税は、今議員がおっしゃったように、大変危機的な状況になっております。これは、自営業の人とか農林水産業の人など、職場に組織的な医療保険がない人が加入する、町が運営主体となる医療保険制度でございます。

しかし、今は他の医療保険に加入する人も失業とか定年退職によりまして国保に加入する人が増加しております。したがって、今では誰しも無縁の制度ではなくなりまして、いわば医療保険のセーフティネットという形で、社会保障制度を背負う最後の重要な制度になっております。そういう制度であるということをまず前提にお話しいたしまして、今の質問にお答えいたします。

町の保険税は、平成17年度から19年度まで税率の改正を行いませんでした。したがって、 その間、基金を取り崩して運営してまいりました。その中で医療費が年々増加する中で基金 も底をついた。ちょうどそのときに平成20年度になったわけですけれども、平成20年度から 75歳以上が加入する後期高齢者医療制度が新しくスタートいたしました。これが入りますと、 後期高齢者支援金というのが国民健康保険のほうから出していく形になりますので、基礎医 療分と介護保険分の3本立てになりました。

こうした状況の中で、それをやっていくために税率改正を行ったわけですけれども、平成 20年度の税率改正では、前の年に比べまして3万1,715円の大幅な増加となっております。 約39%という大幅な増加となっております。そのために、資力の低い方がとてもこれでは払 えないという状況が出てきたために、平成21年度からこの税率の引き下げを3年間行ってき たというのが、まずその引き下げを行った理由でございます。

具体的に申し上げますと、平成21年度は、基礎医療分の資産割の一部減額を行いました。 そして、平成22年度には、資産割の全部を廃止いたしました。

これは、保険税の賦課方式につきましては、所得割と資産割と均等割と平等割という4つの方式でかける、いわゆる4方式課税方式というのと、資産割をやめたいわゆる3方式がありますけれども、資産割の問題点といたしましては、今は昔と変わりまして、資産を持っているから、田んぼや畑を持っているから税金が払えるというわけではございません。そういうことで、資産を持っているから担税力があるとは言えない状況でございまして、現在の課税方式の中にそぐわないという形があったものでございますので、資産割の廃止を、段階を追って実施したわけでございます。

また、平成22年度は、応能応益割合のバランスから所得割の一部の引き上げをし、課税方式を3方式に変更いたしました。これ、はっきりわかりやすく言いますと、資力の高い方に一定程度負担していただいて、資力の低い方の負担を下げるという方向で調整をいたしました。

平成23年度は、所得の低い方の負担をさらに軽減するために、世帯平等割の基礎医療分の 引き下げと、後期支援金分と介護納付金分についてそれぞれ廃止をし、保険税は3年間引き 下げとなったというのが、3年間、国民健康保険税を引き下げた理由の根拠の結果でござい ます。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 鵜沢議員、どうぞ。
- ○2番(鵜沢一男君) 再度伺います。

現在の国保会計の危機的状況は、過去5年間を見ても医療費が右肩上がりで上がっている中、町は、3年間、段階的に引下げました。多少なりともこのことが今の危機的状況に影響を及ぼしているのではないでしょうか、お答え願います。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。
 - 町長、玉川孫一郎君。
- ○町長(玉川孫一郎君) 今おっしゃったことはそのとおりだと思います。確かに国民健康保険税の引き上げを行えば収入が入ってくるということが一面では言えるかと思いますけれど

も、ただ、現在は、非常に所得の低い方が多いものですから、国民健康保険税の税率を上げても税収が増えないということも予測されています。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 鵜沢議員、どうですか。はい、どうぞ。
- ○2番(鵜沢一男君) 考えはよくわかりました。

ここで要望をお願いします。

保険税は、下げても上げても、結果として町民に大きな影響を与えます。保険税の変更については、長期的な視野に立って慎重に判断されることを要望いたします。

2項目めの再質問に移ります。2項目めの国保財政調整基金についての再質問でございます。

基金は、残高が1,000円とのことですが、これでは不測の事態に備え、あわせて国保財政 運営の健全化のための基金とは到底言えません。今後、基金の健全性をどのように保つのか、 答弁願います。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。玉川町長、お願いします。
- ○町長(玉川孫一郎君) 国保の健全な運営を図るためには、基金がなくなりますと確かに不 足は生じたときの財政調整ができませんので、保険税の見直し等によりまして一定の額は確 保したいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁は終わりました。鵜沢議員、どうぞ。
- ○2番(鵜沢一男君) よくわかりました。

3項目めの、国保保険料の滞納状況と不納欠損処分についての再質問をお願いいたします。 現在、2億円を超える保険税の滞納があるということですが、さきの答弁にあったように、 国保財政調整基金が底をついた今、2億円を超える滞納額は深刻な問題であります。

今後の取り組みについて伺います。お願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。
 - 渡邉税務課長、どうぞ。
- ○税務課長(渡邉幸男君) それでは、再質問にお答えいたします。

滞納に対する今後の取り組みでございますが、収納率向上に向けまして、今後も引き続き 納税、納付に関する啓発や口座振替の促進に加え、滞納初期により納付相談や納付指導の徹 底を図ってまいります。

さらに、全国のコンビニエンスストアによります24時間いつでも納付できる収納システムを来年度より導入いたしまして、納付機会の拡大を図りまして、収納率向上に努めてまいります。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 再質問の答弁が終わりました。鵜沢議員、どうぞ。
- ○2番(鵜沢一男君) ありがとうございました。4項目めの医療費削減のための取り組みについて、再質問をしたいと思います。今後の具体的な取り組みについてお願いいたします。
- ○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。玉川孫一郎君、どうぞお願いします。
- ○町長(玉川孫一郎君) 医療費は、先ほども申し上げましたとおり、年々増加の一途をたどっております。病気やけがを治療することは大変重要でございます。しかし、加入者一人一人がふだんから健康診断や健康づくりを行い、病気の早期発見、早期治療に心がけ、重病化を招かないようにすることが医療費の抑制につながると考えております。

そういう点で、食生活の改善とか適度な運動とか、喫煙のリスクなど、そういった生活習 慣病予防のための保健指導をこれからも行っていきたいと思っております。

また、特定健診を受診することによりまして、病気の早期発見、早期治療につながりますので、まだ一宮町の特定健診の受診率が低いわけでございますので、これについても呼びかけていきたいと思っております。

そして、この受診率向上のためには、26年度の特定健診では、医師会との協議によりまして、新たに土曜日の健診日を1日ふやし、尿酸検査の追加も計画しております。また、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品でございますけれども、これにつきましては、医師会と協議をいたしまして、ジェネリック医薬品を使えるものについてはなるべくこれに切りかえることによりまして、負担金の軽減と町の医療費の軽減につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 再質問の答弁が終わりました。鵜沢議員、どうぞ。
- ○2番(鵜沢一男君) ありがとうございます。よろしくお願いします。

5項目めの国保会計が不足した場合の一般会計からの繰り出しについて、再質問をいたします。

そもそも国民健康保険事業会計とは、国保負担と加入者の保険税で賄うことが大前提でございます。財政援助的な一般会計からの繰り出しは、国民健康保険加入者以外の社会保険加入者の皆様からの税金を二重に国保会計に投入することになり、税の公平性の観点からは不公平感があると私は考えております。

しかし、地方自治法第1条の2、こう明記をされております。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

言葉をかえれば、地方自治体は、町民の医療や福祉に責任を負う、私はこのように理解しております。町の国保会計が危機的状況だからという理由で、加入者に医療を受けるなとは 到底言えません。

そこで伺います。国保会計の建て直しの計画と一般会計からの繰り出しについて、再度お願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 再質問が終わりました。町長、玉川孫一郎君、どうぞ。
- ○町長(玉川孫一郎君) 国保運営の安定化、財政の健全化のために、保険税の適正な賦課の 実施、そして保険税の収納率の向上、それから保険財政自立支援事業の無利子貸付事業等も 検討いたしまして、長期的な計画により建て直しをはかりたいと考えております。

また、国に対しましては、これまでも行ってまいりましたが、国からの補助金の拡大をこれからも他の市町村と共同して強く働きかけてまいりたいと思っております。

そのようなさまざまな努力をした上で、なおかつ不足が生じる場合には、一般会計からの 法定外繰り入れも検討せざるを得ないと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い いたします。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。鵜沢議員、どうぞ。
- ○2番(鵜沢一男君) わかりました。

再度、もう一度、質問いたします。

私は、国保の問題は、広く加入者に知っていただく必要があると考えております。町民に 国保の仕組み、つまり医療費の総額を加入者と国保負担で賄うこと、また、ふえ続ける医療 費と国保会計の現状などを広く広報などで積極的にアピールして、ともに考える必要がある と考えておりますが、答弁を求めます。

- ○議長(森 佐衛君) 町長、玉川孫一郎君。
- ○町長(玉川孫一郎君) 議員のおっしゃるとおりだと思います。

そういうことで、今度の12月号には国保財政の危機というということで、緊急事態宣言という形で特集号を出して、よく皆さん方に理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 鵜沢議員、どうぞ。
- ○2番(鵜沢一男君) これで質問を終わります。ありがとうございます。
- ○議長(森 佐衛君) 以上で、鵜沢一男君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 岡 巖 君

- ○議長(森 佐衛君) 次に、鶴岡 巌君の一般質問を行います。15番、鶴岡 巌君、どうぞ。
- ○15番(鶴岡 巌君) 私も2点にわたって質問通告をしておりますが、それぞれ別々に質疑をお願いしたいと思いますが。
- ○議長(森 佐衛君) 結構です、どうぞ。
- ○15番(鶴岡 巖君) よろしくお願いいたします。

まず第1点目ですが、大学生の奨学金制度の創設について伺いたいと思います。

町長は、選挙公約として、大学生への奨学金制度の創設をしますというふうに上げています。昨年の6月議会で、志田議員が、給付型の奨学金制度に対する疑問をただされ、町長はその質問に対して、若い人たちが、希望をもって大学に進み奨学金を利用したが、卒業後、返済に苦しんでいる人がいる、この状況を改善したく奨学金は、金融の投資ではなく、町や国の未来への人材投資として理解している。成績優秀で経済的に困窮し大学への進学、就学に意欲がある学生に対し、返済の必要のない奨学金制度を創設したいと考えた。そして、今後、慎重に検討したいと答弁されています。

この答弁には共感を持ちますが、実現には困難な点が多いと思われます。しかし、選挙公

約として上げたからには、実現を目指した取り組みが求められます。以下の点と関連することを伺いたいと思います。

まず1点目、奨学金制度については、平成25年度に給付型奨学金制度の導入を求めて、日本弁護士連合会からも政府に対し意見書が出ております。全国の自治体の中で給付型の奨学金制度の取り組みを始めたのは、自治体では福島県白河市だけであります。この制度についての現状認識と理念を伺いたいと思います。

2点目、日本の奨学金制度では、有利子、利息がつく奨学金が7割を占め、学生の50%が何らかの奨学金を利用しております。卒業後に返済となりますが、卒業しますと非正規労働者の増加、働く状況の悪化に伴い、滞納者も急増しております。

一方、政府は、国際人権A規約13条にあります中等教育と高等教育の無償化に努めるという条項が明記されておりますが、この国際人権規約を批准している160カ国中、この項目だけを日本とマダガスカルだけが留保しています。こうした政府の姿勢に対する見解と滞納者の現状を伺いたいと思います。

3つ目、昨年の6月議会で、給付型奨学金の創設に対し、慎重に検討すると町長は答弁されましたが、その後の具体的な検討と実現への道筋を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(森 佐衛君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長(玉川孫一郎君) 第1番目の奨学金制度について、給付型奨学金制度についての現状 認識と理念を伺いたいということでございますけれども、お答えいたします。

日本で大学に対する進学率にはさまざまな要因があると思いますけれども、特に日本においては、現に4年生大学への進学率と家庭の経済的な状況にはっきりとした関係、一定の相関関係が見られまして、わかりやすく言いますと、経済的、社会的に厳しい環境にある若者の高等学校卒業後の進路を見ますと、それ以外の若者に比べて進学率が著しく低いという形が出ております。したがって、家庭の経済状況が若者の進路選択に大きな影響を与えていると思われます。

基本的に保護者の経済的な格差が子供たちの教育格差として次の世代に引き継がれること はあってはならないと思います。また、次の世代のすぐれた人材を育成するためにも、この 給付的な支援を充実していくことは、一宮町にとりましても、また日本の国にとりましても 重要な課題であると認識しております。

それから、2点目の政府の姿勢に対する見解と滞納者の現状につきましての私の見解でございますけれども、4月の報道がございまして、そこでは文部科学省が導入を検討しております返済義務のない高校生向けの給付型奨学金、この中に大学生も対象に含めるという方針が新聞報道では明らかになっております。当初は無利子の貸与型奨学金としてスタートさせて、その後、給付型に移行させようという考えでございまして、早ければ来年度からも段階的に導入したいということで、恐らくこれは文部科学省が財務省のほうに要望していくものだと思っております。

また、文部科学省が設置しております検討会によりますと、検討会の中間公表というのが ございましたけれども、この中で、近年の経済状況を背景に家庭の収入が減少する中、大学 の授業料とかいうものが上昇して、高等教育の費用が家計にとっては大変重い負担になって いるという指摘がされております。

そして、意欲と能力のある学生が、この高等教育の進学を断念したり、あるいは学費を捻 出するために大学に進学しても長時間のアルバイトを強いられる、そういうことがないよう に、学業に専念できるように社会全体で支えていくということが極めて重要だということで、 高等教育の無償化に向けたステップということで、そういった給付的な支援を充実していく という、そういう負担軽減の方向づけをこの中間の中では発表されております。

また、現在日本学生支援機構で奨学金を貸与しておりますけれども、これは本来であれば 無利子が本来の形だと思うんですけれども、実際には利子つきの奨学金がむしろ多数を占め ているという状況でございまして、こういうものも本来の形の無利子に移行すべきだという、 そういう見解も示しております。

以上のことから、少しずつではありますけれども、給付型制度へ向けた政府の政策は今後 進んでいくものと推察しております。

それから、先ほど鶴岡議員からお話がありましたけれども、国際人権A規約13条にあります、日本とマダガスカルだけが留保しているということでございますけれども、これにつきましても、ことしの9月に、これについては日本政府も留保を撤回するということでございまして、流れとしては確実に給付型制度の拡充を日本の国も歩んでいるのではないかと思っております。

また、貸与型奨学金の滞納者をめぐりましては、従来から回収割合が低いということが指摘されておりましたけれども、近年では、回収率の計画的な改善が進んできているようでご

ざいます。

一方で、近年の若年者の厳しい雇用環境等も相まって、本当に返還が困難な経済状況にある者からの回収につきましては、例えば延滞金が返還のネックになっているということで、 延滞金の負担を軽減する等、より柔軟な返還への要望が寄せられているケースがふえている ということでございます。

それから、3点目の今後の創設に対して具体的な検討と実現への道筋を伺いたいということでございますけれども、これに関しまして、この福島県白河市の募集要項を取り寄せてみたところ、これは名称は、「白河市ガンバルしらかわ人奨学生募集要項」ということでございまして、学習意欲が高く、成績が特に優秀でありながら、経済的に困窮し、就学が困難と認められる大学の入学者に対して奨学資金を支給することにより、有能な人材を育成することを目的とするという形で趣旨がのっております。実際には、文系学部に在籍する学生には月額3万円、理系学部に在籍する学生には月額5万円という形でこの奨学金を支給する形になっております。

私のほうは、基本的に給付型奨学金制というのは、あくまでもすべての人に教育の機会を 均等に与えるということが基本でございまして、町や国の未来への投資だという理念を踏ま えまして、原資の調達方法を模索するとともに、新たに基金をつくるなどして、有望な町内 在住の学生に対して、返済の必要のない奨学金制度について検討していきたいと思っており ます。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。鶴岡議員、どうぞ。
- ○15番(鶴岡 巌君) ただいまの3点質問しましたが、それぞれの答弁内容を確認しなが ら、何とか実現していただきたいと思いながら、再質問をしたいと思います。

まず、1点目の給付制の奨学金制度の現状認識と理念を伺いました。

4年制大学への進学率と家庭の経済状況について一定の相関関係があるというふうに答えられました。これは、裏返して言えば、家庭の経済状況が進路選択に大きな影響を与えてくるというふうに認識を示されたと思います。そして、保護者の経済的な格差が、子供は親を選べませんから、保護者の経済的な格差が子供たちの教育格差として引き継がれないように、また人材の育成のためにも給付的な支援を充実させていくことが、重要な町の課題でありますと、こういう意味で公約をされたと思います。

2点目の国際人権規約13条のことについては、先ほど国の態度が変わりましたと言われましたが、その13条の中等教育と高等教育の無償化に努めますという条項を日本政府は留保している点と、滞納者への現状の見解を求めましたが、先ほど言われましたように、今は国は留保されてますよというふうに言われました。

それから、国の特に文部科学省の姿勢が変わってきましたということで、給付型奨学金については、早ければ来年度から段階的に導入されるよう、検討が始まっていますと、また貸与型、これはお金を貸す形ですね、利息がつく場合もありますが、貸与型奨学金制度については、奨学金の本旨を考えれば、貸与型奨学金は無利子が本来の形であり、見直しを進めるとの国の見解も町長は紹介されました。

また、それに次いで、滞納状況について触れられましたが、若年者の厳しい雇用環境もあり、回収割合の低さがあるが、近年では回収率の計画的な改善が進んでいますというふうに言われました。しかし、ネックとなっている延滞金の負担の軽減など、柔軟な返還への要望が出ているとの答弁もありました。

3つ目には、町の給付型奨学金制度への道筋については、町や国の未来の投資だという理 念を踏まえ、原資の調達方法と基金をつくるなど、有望な学生に対し、返済の必要のない奨 学金制度についてさらに検討をしていきたいと答弁されました。

私は、この答弁を、この問題を、質問を教育委員会と協議をしてきましたが、久々にいろいるな質問をしてきましたが、ありがたい答弁をいただいたなというふうに思っています。

ここから再質問に入りますが、先ほどの日本学生支援機構、これは昔の日本育英会だということになると思います。奨学金の滞納状況について、回収の取り組みが進んできたとの答弁がありましたが、資料を見ますと、現在、奨学金を返還している学生が、奨学金そのものを卒業後返還している学生が280万近くいるそうです。そして、7割を超える滞納者が3%を上限とした利子を払う。今、有利子奨学生資金というのは利子がつくんですね。

それで、それが3%を上限に決められている。ちなみに住宅ローンは1%単位なんです、現在。3%を上限とした利子を払う有利子奨学生利用者が7割だということで、そのうち21万人を超える人が3カ月以上の滞納者であります。

滞納者は、10%近くの利息を上乗せされた延滞金を含めて支払っている状況です。税金を 滞納しますと、法定利息で14. 何%の滞納金がつきますね。それに近い利息を払いながら返 済中だ。だから、なかなか返済ができない状況だと思います。

日本学生支援機構は、2010年度より奨学金の滞納者を個人信用情報機関に通報しています。

この通報を受けてブラックリスト化を進めてきておりますが、この滞納者が一旦ブラックリストに載りますと、一切のクレジットカードや将来仕事のために自動車ローンを借りようと思っても、ブラックリストに載ってますと、このローンの対象外になります。借りたものは返す、それはそのとおりですが、若者の貧困にさらに追い打ちをかけるような日本の奨学金制度に現在なっています。

このことについて、10月26日の東京新聞のコラム欄に、このような文章が載っています。 私は問題意識を持ってこの新聞を見ていましたので、コラム欄に載って、これは大変だなと いうふうに思いました。

このコラム欄の中には、「私立大学で経営学を学ぶ21歳の佐藤君には、多額の借金がある。 大学を出るまでに、その額は1,000万円余に膨らみそうだ。彼は2歳の時、父を病気で失っ た。母は月収七、八万円のパートで育ててくれた。だから高校・大学に進学するには借金を するしかなかった。卒業後は20年間にわたり、利子を含め三、四万円ずつ返済することにな る。彼の借金を日本では奨学金と呼ぶ。英語圏の人なら、スカラシップではなく、学生ロー ンと言うだろう。日本には、給付型、つまり返済不要な公的奨学金は皆無に近く、ほとんど の奨学金は国際的にはローンと呼ばれているものです。私も大学進学にしましたが、朝日の 新聞奨学生として働きました。しかし、意気地がなかったので、1カ月しかもたなくて、家 から通勤するようになりました。ある調査によれば、日本では毎年5万人の高校3年生が貧 困を理由に進学をあきらめているという。」というコラムが掲載されています。

そこで提案しますが、現実的に実現してほしいということで提案いたしますが、町が給付型奨学金制度を実現する段階として提案いたしますが、まず、福島県白河市の取り組みに倣ってほしい。貸与型でまず貸し出して、利子のない奨学金制度からスタートしたらどうでしょうか。具体的には、奨学金の対象者は3人ぐらいに絞り、奨学金は月5万円、そうしますと年間60万円貸与することができます。大学卒業後、月、2万5,000円ずつの返還をさせる、そしてふるさと納税への協力をお願いする、在学中は生活相談や進路相談を定期的に町として実施し激励するなど、貸しっ放しではなく相談活動を続けていく、将来にわたり応援し、町が始めました中学生などへの補習講座への協力などもお願いしながら、そうした制度を積み上げて実績をつくり、あわせて給付型の奨学金制度の創設を目指していく、こうした段階的な方法はどうなんでしょうか。

そして、この貸与型奨学金制度のスタートは公約ですから、町長の任期中にスタートする と考えますが、見解を伺いたいと思います。

- ○議長(森 佐衛君) 再質問に対する答弁を求めます。町長、玉川孫一郎君、どうぞ。
- ○町長(玉川孫一郎君) 今、鶴岡議員がお話しになりました提案は、大変魅力的な提案だと 考えております。特に、いわゆるお金を渡して応援するだけではなくて、要するに生活相談 とか進路相談も定期的に実施して激励をするとか、あるいは町への、今現在、ことしから、 町は夏休みに高校生とか、あるいは大学生にお願いいたしまして、補習講座というもの夏に 行いましたけれども、そういった講座へ協力をお願いするという形で、町と奨学金をいただ いた学生との間のそういった連携をやっていきながら制度を積み上げていくというのは、大 変魅力的な提案だと思っております。

任期中に、私はこれを約束いたしましたので、財政的な事情はございますけれども、何と か努力して、任期中には制度を立ち上げたいと考えております。

今後、先ほど申し上げましたけれども、早ければ来年度にも、国がこの制度を創設するということでございますので、国のほうの動向も見守りながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。 鶴岡議員、どうですか。
- ○15番(鶴岡 巌君) ありがとうございました。ぜひそういうような方向で実現していた だきたいというふうに思います。
- ○議長(森 佐衛君) ちょっと待ってください。

鶴岡 巖君に申し上げます。

質問の途中ですが、区切りのよいため、昼食のため休憩したいと思いますが、よろしいで すか。

- ○15番(鶴岡 巌君) はい、お願いします。
- ○議長(森 佐衛君) では、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時15分

○議長(森 佐衛君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

15番、鶴岡 巌君の2点目の質問を行います。 どうぞ。

○15番(鶴岡 巌君) それでは、2つ目に質問通告してあります、第6期介護保険事業計画について質問したいと思います。

介護保険第6期事業計画は、平成27年度から10年間を見通した上で3年間の計画の策定を しなさいというふうに指示されているそうでありますが、10年間を見定めた上での3年間の 当面の計画策定にその準備が始まります。計画作成には、日常生活圏域ニーズ調査など、現 在進行中の介護事業の総括も考慮しながらの準備作業となります。

事業計画策定に伴う介護保険見直しは、介護の危機を解決し、超高齢化社会を前に老後の 安心をつくり出すために行われるべきものであります。以下の点と関連することを伺いたい と思います。

1つ、事業計画策定の前提となりますニーズ調査は、前回は抽出数150件とかなり少なく、3,500人を超えます対象者を事業計画へ反映させるには不十分だったと考えます。今回はどうされるのか、また、ニーズ調査の内容と分析方法を伺いたいと思います。

2つ目に、特別養護老人ホームなどへの待機者問題を議会、予算委員会、それから決算など、この間取り上げ、解決を要望してきましたが、第5期事業計画にも全く記述がないなど、問題でありました。第6期事業計画では、具体化が避けられません。現時点での考えを伺いたいと思います。

なお、介護保険料の上昇が続いておりますが、介護給付費等の伸びと今後の見通しを伺い たいと思います。

3つ目に、政府は、第6期事業計画策定に合わせ、介護保険改革、改悪とも言えますが、 その案を審議しております。この内容は、一定の所得のある高齢者の負担割合を1割から2 割へ移す考えです。具体的には、年金が280万か290万以上ある方、預貯金が1,000万以上あ る方、不動産を持っている方、こうした方が対象に考えられております。そうした方が1割 から2割の負担割合への利用料として考えられております。効率化と重点化ということで、 介護度の高い人にサービスを集中し、介護度の低い人のサービスの切り捨てや予防給付の見 直しなどであります。

国は、社会保障と税の一体改革と言いながら、社会保障を後退させていることは問題であります。今回の改革案についての内容と問題点を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(森 佐衛君) 2点目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長(高師一雄君) ただいまの鶴岡議員の質問にお答えいたします。

1点目のニーズ調査の内容と分析方法についてですが、日常生活圏域ニーズ調査は、介護保険事業計画策定に当たり、中学校区を1つの地区とする日常生活圏域内の高齢者の要介護リスク等の指標を、把握、集計し、ニーズを客観的に把握して、必要なサービスの種類や量を適切に算定するための基礎資料とするものです。

第5期事業計画策定の際のニーズ調査は、職員が発送、集計、分析を行ったことから150件が限度でしたが、県より第6期事業計画は業務量が膨大となることが予想されますので、25年度内に実施するよう指導があり、今回の12月議会に補正予算を計上させていただきました。

調査対象者は、65歳以上で、要介護2までの約3,000人から1,000人を無作為抽出して、アンケート形式で調査を行います。調査内容は既に国から示されており、家族構成や生活状況など111項目の調査を行うものでございます。このアンケートを発送、回収、集計し、国から示されますソフトにより分析を行い、事業計画策定の基礎資料を作成いたします。

2点目の特別養護老人ホームの待機者問題ですが、直近で待機者数は98名いますが、その中で優先される要介護4及び5の人は54人います。そのうち、病院やケアマネジャーと相談して老人保健施設等の施設に入所されている人や、ロングのショートステイを利用され、特養施設入所までの家族の介護の負担を軽減している人は46人おり、源時点で居宅で介護サービスを利用しながら待っている人は8人います。

第6期の事業計画に特別養護老人ホームを建設することは避けられないのではというご質問でございますが、現在、一宮苑の入所者の約70%が町内者であり、他町村でも地元に建設することにより入所しやすくなり、施設入所者の大幅な増加による介護保険給付費の上昇は避けられない状況があります。計画にのせるかどうかについては、保険料上昇の負担も考慮しながら慎重に検討すべきであり、今のところ未定でございます。

介護保険料につきましては、平成18年度から平成20年度の第3期の保険料の基準額は3,300円、次の平成21年度から23年度の第4期では3,700円、平成24年度から26年度までの第5期では4,250円の保険料となっております。

また、介護給付費につきましては、23年度は前年度のプラス2%、平成24年度は前年度の

プラス5%、平成25年度の決算見込みでは前年度のプラス10%の上昇が見込まれます。

このように介護給付費等の伸び率が続いております。第5期では保険料の急激な上昇を抑えるため、県に積み立てました財政安定化基金の一部と介護給付費準備基金を取り崩すことにより保険料を算定いたしましたが、介護給付費準備基金も5期計画最終年度である平成26年度で減少することが見込まれ、さらに今後高齢化が進む状況から、介護保険料は今まで以上に上げざるを得ない状況になると考えます。

3点目の今回の介護保険法の改正内容と問題点についててございますが、現在、介護保険制度の改正については、社会保障審議会介護保険部会で検討されております。まだ決定はしておりませんが、ご質問にありましたように、一定の所得がある高齢者の負担割合を1割から2割に引き上げることや、介護予防給付のうち訪問介護と通所介護だけを市町村事業とし、他の訪問看護や短期入所などは介護予防給付事業として継続されること、また、特別養護老人ホームへの入所者を要介護認定3以上に限定するなどが検討されておりましたが、これらについて11月28日の新聞報道でございますが、介護保険部会が平成27年度からの制度見直しの意見書素案をまとめ、これらを大筋で了承したとの記載がございました。

問題点といたしましては、市町村事業に移行されます予定の要支援者に対する訪問介護や 通所介護について、具体的な対応方法がまだ示されていないことや、介護保険料の値上げが 確実な状況であり、保険者並びに町の負担増が見込まれる中で、国や県の公費負担率の上乗 せがないことが問題であると考えます。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。鶴岡議員、どうぞ。
- ○15番(鶴岡 巌君) 今答弁されましたが、再質問に移りたいと思いますが、3点質問しましたが、1点目の生活環境ニーズ調査ですが、前回は150人だった。非常に少なかったわけですよね。それが今回は、3,000人の中から無作為で1,000人にふやしましたということですので、これはこれでありがたいことかなというふうに思います。この件はよろしくお願いしたいと思います。

それから、今答弁された中で、特に今までの中で町が示してこなかった認識が1点あります。それは、最後に介護保険料の値上げが確実な状況の中でということで、大幅な負担増が 見込まれますというふうに言われました。

そのどこに問題があるのかという一つの中に、国や県の公費負担率の上乗せがないことが

問題と言えますというふうに言われました。これは、今まで町が答弁の中でははっきりと言ってこなかったことであります。

介護保険料は、その財源はどうなっていくかといいますと、その財源割合は、利用料を1割負担ですから、その1割負担を除いた後の財源は、公費負担は国が25%、県が12.5%、町が12.5%、これが公費の負担部分であります。

先ほどの国保の問題でもそうですが、鵜沢一男議員が触れませんでしたが、一番の根本原因は、国が負担割合をふやさない、ここに問題があるわけであります。それが町の見解では、問題といえると思いますというふうに答えてくれています。これは非常に認識としては当たり前のことでありますが、ありがたいなというふうに思います。

それで、2点目に質問しました特別養護老人ホームの待機者問題に集中して再質問をした いと思います。

この問題では、先ほどの答弁では、第6期の事業計画に特養の設置計画についてのせるには、保険料の上乗せの上昇の負担も考慮して慎重に検討すべきであり、今のところ未定でありますというふうに答えられました。特養の設置を考えると保険料が上昇すると、上昇するのでその負担も考慮して慎重に検討すべきでありますというふうに答えられました。

しかし、町の待機者数の直近のデータでは、先ほど示されましたが、待機者数は98名です。その中で特養への入所が優先される介護度4及び5の人が54人います。この人たちが待機しています。介護度4、5というのはどういう水準かといいますと、これは町が出された資料ですが、介護度4というのは、排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要です。要するにひとりでは何もできない段階ですよというのが介護度4ですよ。それから、介護度5、意思の伝達が困難、生活全般について全面的な介助が必要ですよと、これはもう自分の意識もはっきりわからない。そういう介護度4、介護度5、この人たちの入所を優先的に考えなければいけないのに、そういう人が54人、さまざまなところの施設にも入りながら待っている状態だという。それから、介護度4と5の前に介護度3というのがあります。これは少し軽いほうですね。立ち上がりや歩行などが自力ではできない、排せつ、入浴、衣服の着脱など、全体の介助が必要ですよ。国の基準といいますか、介護度3から特別養護老人ホームに優先的に入所させなさいというふうになっていますね。

先ほど答えられましたけれども、その中で特に症状の重い人、4及び5の人が54人いますというふうに認識されています。そのうち、やむなく病院や老人保健施設へ入所されている人、またロングのショートステイを利用されている人が46人です。本当は特養に入りたいん

だけれども、ほかの施設に行っている方です。家庭で介護サービスを利用しながら入所待ち をしている人が8人いますということです。

このことに対する今までの町の認識は、事業計画書を見ますと、こういう立派な事業計画書をいつも出されますね、これは保育所の女性の方が書いてくれるというやつですが、これは1期からずっと今5期まであるんですよ。それの介護サービスのところを見ると、現在、特別養護老人ホームを希望する要介護者は多く、また、入所待機者も多いため、入所希望をしてもすぐには入所できない状況になっています。これを第2期、第3期、第4期、第5期までずっと同じような文章がずっと書いてあるんですよ。

認識はしているけれども、対応しない。私たちが決算委員会とか予算委員会で反対討論を するときに、待機者の問題に触れても、その賛成する答弁の方からは、介護保険が継続的に 進んでいくために町はよく努力されていますというふうにいつも言われます。ですから、町 の認識は問題であるというふうに思います。

そうした現状を15年近く同じ内容の指定を繰り返しながら、事実上放置している。介護保険は、段階の世代の人が加入し、ピークを迎えております。先ほど言いましたように、この人たちの10年先を考えて計画を立てなさいというのが今度の第6期の介護保険計画なんです。

高齢化率を見ますと、もう30%近くになっていますね。町民の人口の30%近くがもう65歳なんですよ。介護認定者も推計してますが、その推計した数字をオーバーして現在549人となっています。これを福祉の担当課のほうは出現率ですか、というふうに言ってますね。高齢者の中から認定者があらわれる数ですね、それを出現率というふうな言い方をしてますが、549人になっています。

特養の定員数と介護認定者数の白子町との比較を見ますと、定員数は白子町で2つの施設、79名収容しています。担当課とのやりとりの中で長生村も2カ所あります、100床、100ベッドありますよと。長生村の場合には、1つが広域の特養、もう一つが地域密着型の特養です。そういう数字を見てきますと、一宮町は、1施設、一宮苑の50名の収容です。これは広域型ですから、よそから来る人も入るわけです。一宮の人は7割ですから35人収容されている、収容されているという言い方悪いですけれども、お世話になっている。ですから、正確に言うと一宮は35名しか入らない施設しか持っていないということなんですよ。

白子町は、7人に1人の高齢者の人が入所できます。一宮町は11人に1人ですよ、11人に 1人しか入所できない、難しい。このことは、長生郡内で一宮町介護認定者の施設入所が一 番困難になっている、困難な状態になっています。 確かに施設の入所は保険料の上昇につながります。それだけ見ればですね、施設に入所しますから、保険料の上昇につながります。しかし、一方で、その方も同じように保険料を支払っているんです。同じように保険料を支払っているのに、施設に入って施設サービスを受けられない、これは公平ではありません。他町村から一宮にある例えば一宮苑の特養に入所する場合は、その人の利用はどこが払うのかということですが、これは、住所地特例ということで、例えば茂原市の方が一宮苑に入所しますと、茂原市のほうで利用料を払ってくれる。一宮の人が睦沢の施設に入れば、当然、一宮の人が払わなきゃいけない。こういう住所地特例というのがありますね。

特養を建てる建設費はどうかといいますと、特養の施設を建てたとしても、これは保育所なんかと違いまして、事業者が全額負担するんですよ。町からの出費は全くありません。建設を具体化する前提として、では、よその方が、業者さんが一宮町に特養を建てたいなと思うときにどうなるかといいますと、その前提として、第6期の介護事業計画の中に、一宮町は特養の計画がありますよと書いておかなければ入ってくることができないんだそうですね。記述がないと入れない。そういう決まりになっているそうです。町は建設の公募ができないことになっている。15年間記述がありませんから、ほかの施設からの公募はないわけですよ。そういう現実になっているということです。

そんな中で、京都府与謝野町という町では、これはお母さん町長ですけれども、地域でお金が回るまちづくりを進めている中で、福祉も産業ですよと位置づけて、特に福祉施設はマンパワーが中心です、人や物や金が動くことにより町が活性化していきます、介護保険も町内に施設があれば町民が支払った介護保険料が町内で回っていく、町の外にお金が逃げていかない、こうしたまちづくりをして注目されてますが、改めて特別養護老人ホームの設置を視野に入れた総合的に検討するというこの言葉を第6期の事業計画の中にはっきりと方向性を示して書くべきだというふうに思いますが、見解を求めたいと思います。

- ○議長(森 佐衛君) 再質問に対する答弁を求めます。 町長、玉川孫一郎君。
- ○町長(玉川孫一郎君) 今の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、解決策としては時を経過していることになるかと思いますけれども、しかしながら、先ほど議員もおっしゃったように、施設の建設はさらなる値上げに直結するおそれがございます。勝浦市では、第5期の初年度に100床の特養が開設したことで、保険料が1,000円以上上昇しております。また、今需要があっても、今後人口の減少が

見込まれる中で、施設を建設した場合、1人当たりの保険料負担は増加し、将来的に介護保険で見ていけるかどうかといった検討課題もございます。

町の第5期事業計画では、保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩して導入しております。平成26年度予算では、基金をほとんど取り崩してしまうことが見込まれ、第6期では保険料の上昇を抑制する手段がございません。

しかしながら、議員がご指摘のとおり、保険料の上昇を危惧する余り、介護度4または5の人が施設を希望しながら居宅介護のみで長期に待っているという人がいるのは、これは問題であると思います。今後、介護度4または5の人の状況を定期的に調査し、長期に待っている人がいた場合、担当のケアマネジャーと相談してどのような介護支援ができるのか、ソフト面での助言を行うとともに、第6期介護保険事業計画の策定に当たりましては、介護保険計画策定委員会で現在の特養施設、町内の一宮苑さんの意見も聞きながら、施設の増床や地域密着型特養などの施設設置も検討してまいりたいと思います。

また、計画する場合には、給付費の上昇を見込んでの保険料の算定となりますので、被保険者の皆さん方のご理解をいただけるよう、慎重に検討してまいりたいと思います。

また、最近サービスつき高齢者向け住宅という種類の施設が町内にも建設され、私も見学 してまいりました。これは町の事業計画とは別個に介護認定のある人やない人も入所できる 施設でございますので、今後、このような施設につきましても検討してまいりたいと思いま す。

そこで、先ほど鶴岡議員が指摘されました京都府の与謝野町で、福祉について、地域でお金が回るまちづくりということで、福祉もこれからの一つの将来性のある産業として位置づけて取り組んでいるという事例をお聞きいたしました。また、実際に人口減少に悩む秋田県等では、こういった施設を積極的に誘致を図っている市町村もあるというふうに聞いておりますので、そういう観点も踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。

鶴岡議員、よろしいですか。

どうぞ。

○15番(鶴岡 巌君) 前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

ただ、大事なことを言われましたので、確認しながら問題点をちょっと確認したいと思いますが、その一番問題になるのは、特養の施設を建てると介護保険料が上昇しますと、だか

ら、特養は建てづらいんですよというふうな答えですね。で、慎重に検討したい。

それで、介護保険計画策定委員会では、そういうようなことを説明した上で、理解を得た 上で進めたいというふうにおっしゃったんですよ。

私は、これは非常に間違いだと思います。なぜかといいますと、施設の入所できるサービスは、介護保険のサービスの中に入っているんですよ。その施設入所だけ取り出して、これが入れば高くなりますよという言い方は非常にまずいと思います。介護保険の約束の中で、施設入所もサービスの中に含まれているんですよ。

ですから、説明するんでしたら、その入所サービスの費用も含めて全体が膨らみますから、 これになりますと言っていただかないと、それだけ取り上げていたんではおかしいというふ うに思います。

その見解だけ求めて終わりにしたいと思いますが、お願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 見解だそうですけれども、町長、玉川孫一郎君。
- ○町長(玉川孫一郎君) 今、鶴岡議員が言っている趣旨はよくわかりました。 以上です。
- ○議長(森 佐衛君) よろしいですか。
- ○15番(鶴岡 巖君) お願いします。
- ○議長(森 佐衛君) 以上で、鶴岡 巌君の一般質問を終わります。 これをもちまして、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第6、承認第1号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第4 次)の専決処分つき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

承認第1号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第4次)の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成25年度一宮町一般会計補正予算(第4次)を次のとおり専決処分に付したので、地方 自治法第179条第1項第3号の規定により承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

平成25年度一宮町の一般会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ46億1,853万円とするものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳出につきましてご説明申し上げます。

8ページの10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費につきましては、9ページの説明欄により説明をさせていただきます。

それでは、9ページの土木関係災害復旧事業の52万5,000円は、台風26号の大雨により9区の2の細田堰と接している町道1-2号線の路肩が決壊し、早急に復旧工事を行うための測量業務を専決で補正したものでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金52万5,000円は、 前年度繰越金でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、承認第1号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第4次)の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎認定第1号~認定第5号の上程、委員長報告、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第7、認定第1号 平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思います。

本案は、平成25年第3回議会定例会において決算審査特別委員会に審査の付託をいたして おります。閉会中の継続審査に付された決算認定の認定第1号より認定第5号までの審査報 告を求めます。

決算審查特別委員会委員長、島﨑保幸君。

どうぞ、お願いします。

○決算審査特別委員長(島﨑保幸君) 決算審査特別委員会報告を読み上げますが、質疑・回答につきましては、別添の冊子を皆さん方に配付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

では、決算審査特別委員会報告書。

平成25年第3回一宮町議会定例会において、閉会中の継続審査に付された平成24年度決算 認定第1号から認定第5号まで5件を次のように審査しましたので報告いたします。

1、審査日時・会期・現場踏査。

第1日目の審査は、10月21日(月)の午前9時に開会し、会期等を決定した後、審査に必要と判断した次の3カ所について、午前9時20分から午前10時25分まで現場踏査を実施いたしました。

①、移転新築された東部土地改良区事務所、②、中央ポンプ場の徐塵機改修、③、一宮小学校体育館耐震改修の状況の3カ所です。

その後、10時40分から一般会計他特別会計の歳入歳出決算の審査を総務課、教育課、産業 観光課、農業委員会、保育所、まちづくり推進課の順に行い、午後4時40分に散会いたしま した。

第2日目の10月27日(火)は、午前9時20分から税務課、住民課、都市環境課、福祉健康 課の順で審査を行い、午後3時40分にすべて終了いたしました。

- 2、前年度の要望事項について申し上げます。
- (1) 町内小中学校の先生方の勤務が多いと懸念される中で、先生方の勤務状況を詳細に

把握し、改善策を検討し対処願いたい。

回答、教育課。

町内小中学校の先生方の勤務状況は、時期によっても異なるが、少なからず残業や持ち帰りの仕事がある。残業や持ち帰り仕事の内容は、小学校では、①、授業準備、②、成績処理、③、事務・報告書作成に多くとられ、中学校では、これに加えてクラブ活動などが大きな要素となっている。勤務時間内に終えることのできない仕事が平日や休日の残業になり、それでもできずに持ち帰り仕事として長時間過密労働が常態化しており、給特法での想定を超える事態が浮かんでいる。

これらの勤務環境改善措置として、計画的な本務教員の配置改善や教員の増置や加配など を網羅した、平成26年度千葉県教育予算及び人事に関する要望書を県教育委員会へ提出して いる。このほか、全国市町村教育委員会連合会から国に対して要望書を提出するなど、義務 教育における教職員配置の改善や教職員の待遇改善について要望活動を行っている。

また、町では学校支援ボランティアの活用や非常勤講師及びALTの配置、ノー残業デーなどにより勤務環境の改善を図っている。

これに加え、本年度は学校支援事業として、図書支援員及び情報教育支援員を配置。さらに学校から要望のあった特別支援教育支援員を2学期から配置し、同じく県の学習支援として学習サポーターを2名配置している。これらの取り組みによって教職員の負担軽減が図られるなど、勤務環境の改善に努めている。

(2) 農業集落排水事業の収入未済額が多く、使用料負担の公正性からも、徴収率向上を望む。

回答、産業観光課。

平成24年度までの原・東浪見・北部3地区の未納総額は、1,973万8,350円、98人の未納となっている。死亡・転出・徴収困難者等で、実際徴収できない金額等は、1,736万5,300円である。

徴収可能な未納金は、241万8,230円で、人数は36人となっている。この36人については、 返済方法を相談し、徴収を行っている。

徴収できない金額等1,736万5,300円のうち徴収困難者27人、819万1,475円については、財産差し押さえも含め検討していく。そして死亡・転出者の約910万円については、不納欠損を考えている。

徴収率向上はなかなか難しいが、今後も努力していく。

(3)原保育所送迎時の道路混雑緩和のため、原保育所西側道路の舗装整備を望む。回答、保育所。

原保育所西側道路の舗装整備について、近所の土地の借用、舗装整備費用等関係各課と検討したが、経費が多額になるため、最良の方法として、東側道路に面した保育所庭の一部を利用して10台分の駐車場を整備した。7月に完成し、保護者からは、大変好評をいただいている。

(4)上総一ノ宮駅の跨線橋は、風雨時に雨が差し込み、駅利用者が支障を来しているため、早期改善を望む。

回答、まちづくり推進課。

先般、JR千葉支社に出向き、駅跨線橋の風雨対策について要望したところ、平成23年度に駅前のバリアフリー化と同時に跨線橋にアクリル板の窓を全部でないが要所に設置したとの回答がありました。

また、通常跨線橋に屋根があることがまれであり、ほとんどが屋根なしの跨線橋であるとの話もありましたので、JRでは対応しているとの回答である。

3、審査の状況。

認定第1号 平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、各課の説明を受け、 質疑を行いながら進めました。

審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

なお、委員外質問については、ありませんでした。

質疑後、討論に入り次のような討論がありました。

反対討論、鶴岡 巖委員。

平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をする。

本決算は、東日本大震災を前年に経験し玉川町政2期目がスタートした年である。

防災のまちづくりでは、緊急避難マップと津波避難場所の見直しや災害時における笛吹市 との防災協定の締結。子育て支援としての高校3年生までの医療費助成や住宅リフォーム助 成事業など、評価できる点も多い。

しかし、職員の定数管理の問題では職員131名に対し、非常勤職員が54名と41.2%を占めるなど、職員の負担増を考えると問題点が多い。

また、国保事業に対する支援などに見られるように、町民福祉を守る視点からの取り組みか決定的に弱い。

その一方で、財政調整基金として1億9,000万円を超える額を積み立てしている。今こそ、 一般会計からの法定外繰り入れをし、国保税の引き下げを決断すべきであり、改善を求め反 対する。

賛成討論、吉野繁徳委員。

平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をする。

国の基調判断では「景気は、緩やかに回復しつつある」とされているが、当町の決算を見ても、財源の根幹をなす町税は減少し、地方交付税も平成19年度以来、5年ぶりの減少となるなど、地方は依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、塩漬け状態であった「高野前分譲地」の売り払いや道路事業に国庫補助を取り入れるなど、執行部の財政確保に向けた努力が十分にうかがえる。

また、実施された事業を見ても、最大の懸案事項であった役場庁舎の建て替や、将来を担う子供たちの、安全な成長と学習の場を確保するため、保育所整備基金の創設や一宮小学校屋内運動場耐震改修事業をスタートするなど、厳しいながらも着実に、安全で安心して暮らせる、より良いまちづくりに向けた事業が展開されており、十分に評価できるものであり、認定すべきものと考え賛成する。

認定第1号 平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、質疑・討論の後、 採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、 住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

なお、委員外質問については、ありませんでした。

質疑後、討論に入り次のような討論がありました。

反対討論、鶴岡 巖委員。

平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討 論をする。

平成21年度からの収納率の推移を見ると、町はこの間税率を下げてきているが、収納率は下がり続け、5.87ポイントと逆に悪くなっている。

このことは、3年連続減税したにもかかわらず、加入者の生活実態からうかがえるものは、 重税感にあえいでいる実態である。国民皆保険でありながら国の責任の放棄ともいえる。

また、平成24年度の保険給付費を見ると、月7,000万円から8,000万円と高どまりしている。

要因はいろいろあるが、本格的に予防医療への意識改革が必要である。

町は、住民の健康を守る取り組みを進め、国に対し国保への補助削減をもとにも戻すこと を要望すること。

そして当面は、他町村でも実施している一般会計からの法定外繰り入れをし、減税措置を とるよう町長の決断を強く求め反対する。

賛成討論、志田延子委員。

平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から 討論をする。

国民健康保険事業特別会計は、被保険者の相互扶助により賄われているが、少子高齢化の 進行や景気の低迷などから、低所得者層の増加による税収の伸び悩み、医療費の増加などさ まざまな問題も抱えている。

これらの対策として現在、国民健康保険事業の仕組みの周知や納税意識高揚のために、広報やパンフレット等による啓発、職員合同徴収による収納率向上対策を進めている。

また、特定健診・特定保健指導により、被保険者の健康管理・意識向上に取り組んでおり、 医療費支出の提言にも努めている。

こうした状況下、3年連続して保険税の負担額が低減され、平成24年度は据え置かれてきた。今後も大変厳しい運営状況が想定されるが、全体としては適正な決算であると判断し、これに賛成する。

認定第2号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、 質疑・討論の後、採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。 認定第3号 平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、福祉健康 課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

なお、委員外質問については、ありませんでした。

質疑後、討論に入り次のような討論がありました。

反対討論、鶴岡 巖委員。

平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をする。 介護保険制度の問題点として高過ぎる保険料、年金からの天引き、特別養護老人ホームの 待機者問題、老老介護、介護施設の人材不足等を指摘されている。

町は、平成24年度からの保険料の基準額を、年間5万1,000円とし、月額4,200円と値上げ

した。

一宮町介護保険事業計画では、平成26年度の認定者数は553人となり、平成12年の介護保険発足時と比べ2.8倍になると推計し、3人に1人が高齢者へと近づいていると指摘している。

町は、平成27年度から第6期の事業計画を決める年度を迎える。緊急に解決が迫られている特別養護老人ホームの待機者問題の解決や諸課題への取り組みが求められる。

町は、さまざまな努力をされているが、さらなる改善を求めて反対する。

賛成討論、袴田 忍委員。

平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をする。 平成24年度は、第5期介護保険事業計画の初年度で、おおむね計画どおりに事業が遂行で きたものと考える。

介護保険は、事業開始から13年を経て、高齢者が安心して生活を送ることができる制度と して定着してきている。

しかし、いわゆる団塊世代の方が65歳に到達し、第1号被保険者数の急増に伴い、介護認 定者も増加する中で、介護サービスに係る費用もあわせて増加している。

このような状況下でも、介護が必要である人には適正な介護給付を行うことは当然であるが、不適正な支出を排除するための適正化事業を専門職のケアマネジャーを雇用して実施し、また、介護予防教室を充実させるなど、介護度の抑制を図り、介護給付の抑制に努める姿勢は評価ができるものであり、本決算認定に賛成する。

認定第3号 平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、質疑・討論の後、採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

なお、委員外質問については、ありませんでした。

質疑後、討論に入り次のような討論がありました。

反対討論、鶴岡 巖委員。

平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論をする。

本決算が認定できない理由は、後期高齢者制度の廃止が事実上棚上げの状態になっている ことや、平成24年度、25年度の保険料率が据え置かれたものの、賦課限度額が50万円から55 万円と引き上げられたことである。

今、進められている「消費税の増税と社会保障の一体改革」でも、年金は引き下げられ、 高齢者にとっては、幾重にも負担増を強いることになり、年齢で高齢者を分断し、差別する という根本的な問題を抱える制度となっている。

また、予算審議時等で秋葉博敏議員が指摘した、市町村から県広域連合への事務費負担金が、不公平な負担割合になっておりスピード感ある是正を求めたが改善されていない。

町は、保険料徴収事務が中心であるが、高齢者が安心して利用できるようさらなる努力を 求め反対する。

賛成討論、鵜沢一男委員。

平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論をする。 後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革において、必要に応じて見直しに向け 検討するということですが、検討する内容は不透明であり、今後の国の動向を注視している ところである。

本制度の運営は、県内全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となって 行っており、町は保険料の徴収のほか、各種申請・届出の受付や納付相談等の窓口業務を行っており、保険料格差が市町村でなく県内で均一となっている。

高齢者の不安をなくし、安心して適切な医療が受けられるよう可能な限り保険料の増加を抑え、所得が低い方の保険料軽減策を継続するなどの取り組みも行っており、高齢化社会の中で、健康で明るい老後を過ごすためにも、適切な決算と判断し、賛成する。

認定第4号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論の後、採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、 産業観光課の説明を受け、審査を行いました。

担当課の説明は詳細であり、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、最後に町に対して次のとおり、2点の要望がありました。

1、職員数については、5~6年前から大幅な減少となっている一方で、社会保障経費等の増加に伴い事務処理は増加しており、加えて権限移譲による事務の増加等もあり、近年職員への負担は大きなものとなっている。本年度各課の事務量調査を行っているようであるが、調査結果をもとに適正な職員数の確保と適正配置を望む。

2、管理職手当については、郡内でも低い状況にある。管理職員の意欲やモチベーション 向上のためにも、管理職手当の見直しを検討されたい。

平成25年12月5日。

決算審查特別委員会委員長、島﨑保幸。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告には、反対討論や賛成討が細かく報告されております。また、別冊で審議中に出された質疑・応答も詳細に記載されておりますので、委員 長報告に対する質疑並びに討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、質疑・討論を省略いたします。

これより認定第1号から認定第5号までの採決に入ります。

なお、採決については、議案ごとに個別に行います。

認定第1号 平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立多数。

よって、認定第1号 平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより認定第2号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立多数。

よって、認定第2号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより認定第3号 平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採 決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立多数。

よって、認定第3号 平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、 委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより認定第4号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立多数。

よって、認定第4号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより認定第5号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 全員起立。

よって、認定第5号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第8、議案第1号 一宮町都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長(小関義明君) それでは、議案つづりの10ページをお開きください。

議案第1号 一宮町都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について、ご説明 申し上げます。

一宮町都市計画マスタープラン策定委員会におきましては、ことしの5月1日に設置規則を定めて運用してまいりましたが、地方自治法第138条の4第3項により、地方公共団体の附属機関として設置する審議会等については、条例で定めることとされておりまして、これに基づき、新たに条例を制定するものです。

その内容でございますが、本委員会は、第1条に書かれているとおり、幅広い見地から意 見を求めるために設置するもので、第2条に、策定に関する課題や計画案作成の検討をする ことを規定しております。

委員につきましては、第3条に、町民を含めた18人以内で組織し、第4条に、委員長を置き、委員長が委員会を総括するなどを規定しています。

委員の報酬につきましては、地方自治法第203条の2により規定しなければならないことから、規則により半日額3,500円を定めております。

なお、施行につきましては、議会承認後からといたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第1号 一宮町都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制

定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第9、議案第2号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正 する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。どうぞ。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの12ページをお願いいたします。

議案第2号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明を申し上げます。

長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する理由につきましては、長生農業者研修センターは、昭和47年に千葉県が地域農林業センター整備事業として設置し、広域市町村圏組合が建物を借り受け、農業研修や市町村職員合同研修等で活用してきましたが、利用者の減少や建物の建築後40年が経過し、老朽化により雨漏り等が著しく、施設の維持管理が困難な状況となり、県と建物を返還すべく交渉を行い、その結果、建物を解体し、平成26年3月31日で県との契約を終了し、農業者研修センターを廃止することから、規約中の農業者研修センターの維持管理に関することを削除するため、規約の一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成26年4月1日から施行するものでございます。 説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第2号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議再開後、1時間10分を経過いたしましたので、ここで15分間休憩といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長(森 佐衛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第10、議案第3号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。どうぞ。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの14ページをお開きください。

議案第3号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定についてをご説明申し上げます。

平成25年度一宮町一般会計補正予算(第5次)を別紙のとおり提出する。

15ページをお願いいたします。

平成25年度一宮町の一般会計補正予算(第5次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億899万7,000万円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,752万7,000円とするものでございます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表、繰越明許費」によるものでございます。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表、地方債補正」によるものです。

19ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援システム導入事業の324万円は、平成27年度から新年度より保育所の入所判定方法の変更などを行うための事業で、国の要綱上、市町村は平成25年度に契約まで行い、平成26年度に事業の実施をするため繰り越しをするものです。

なお、県より平成26年度に事業費につきましては、100%補助されます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、町道1-7号線道路改良事業の2,717万 4,000円は、相続により用地買収がおくれているため、繰り越しをするものです。

次に、10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、事業名、町道1-2号線災害復旧事業の2,000万円は、10月の台風26号の大雨により道路の路肩が決壊し、先ほど承認第1号の専決で説明したとおり、復旧に向けた測量業務を行っておりますが、今後復旧工事を行うため繰り越しをするものです。

次に、第3表の地方債補正につきましては、追加として起債の目的は、緊急防災・減災事業債で、限度額が1,360万円、利率は5%以内で借り入れをするものです。

この事業は、災害対策事業で、災害時の避難所である一宮中学校体育館とGSSセンターのそれぞれの駐車場に非常用の照明灯を設置するとともに、GSSセンターと振武館は和式トイレを洋式トイレに変更し、振武館の給湯器を交換する工事費と設計費を起債により行うものでございます。

なお、この防災・減災事業は、事業費全額を起債し、そのうちの7割が交付税措置される 事業です。

次に、24ページ、25ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明をいたします。

24ページの1款議会費から33ページの12款諸支出金までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

25ページの一番上になりますが、議会事務運営費の18万円は、町内の小中学校の児童並び に生徒でスポーツや学芸で県大会において優秀な成績をおさめたものに表彰状と記念品を贈 るための報償費でございます。

2つほど飛びまして、庁舎 I T化事業の322万9,000円は、ノートパソコン X P サポートの期限切れに伴うパソコンのバージョンアップを行うための業務委託料です。

中ほどになりますが、集会所等改修費補助事業の75万6,000円は、8区の2の本給自治セ

ンターの外壁の塗装工事等を行うための補助金です。

その下の社会福祉総務事務運営費の156万1,000円は、災害時要援護者台帳システム改修委託料で、災害対策基本法の一部改正に伴い、要援護者の名簿の作成義務づけ等によりシステム改修の業務を委託するものでございます。

次に、介護給費事業の3,026万6,000円は、介護給付費として障害者の居宅サービスの利用 の増によるものでございます。

その下の訓練等給付事業の706万2,000円は、訓練等給付事業として障害者が社会復帰する ための訓練利用者の増によるものです。

自立支援医療給付事業の218万円は、身体障害者更生医療給付費として、これは肝臓機能 障害者の入院費が見込みを上回ったため増額するものでございます。

一番下の放課後児童健全育成事業の120万6,000円は、学童保育は一宮小学校と東浪見小学校の空き教室を利用し現在行っておりますが、待機児童解消するため、振武館の和室を新年度から利用するため、窓ガラスの清掃や害虫防除の委託、エアコンの設置、フェンスの設置及び備品を購入するものでございます。

27ページをお開きください。

児童手当支給事業の184万3,000円は、平成24年度の児童手当の県負担金の確定に伴う返還金でございます。

保育所運営費の763万2,000円のうち、需用費の195万6,000円の修繕料24万8,000円は、一宮保育所の給食用エレベータの制御盤交換修理費と、児童賄費170万8,000円は、ことしの夏の猛暑による食材の値上げと児童が330人から370人に増加したため、不足する給食用材料費でございます。

委託料の450万円のうち東浪見保育所地質調査業務委託料の126万円は、東浪見保育所の床が突然盛り上がったため、敷地内に2カ所のボーリング調査を行うための費用と、子ども・子育て支援システム導入委託料324万円は、平成27年4月から新制度に伴う入所判定方法の変更などに対応するための委託料です。

工事請負費の117万6,000円は、東浪見保育所の外壁の雨漏り改修工事をするための費用です。

そして、保健衛生関係事業の66万5,000円は、広域市町村圏組合の夜間救急診療所改修工事等による負担金です。

次に、一番下になりますが、次世代自動車充電インフラ整備促進事業の47万3,000円は、

役場駐車敷地内に電気自動車の急速充電器を平成26年度に設置をするための設計業務委託料 でございます。

次に、29ページをお開きください。

一番上になりますが、農業振興事業の105万6,000円は、「輝け!ちばの園芸」産地整備支援事業として、梨農家2軒がスピードスプレーヤー1台と低温貯蔵庫1台の購入に伴う補助金でございます。

次に、農業関係負担金・補助金の90万円ですが、これは、一宮町東部土地改良区区域内の 第2揚水機場受電設備の故障に伴う改修工事費の補助金です。

その下になりますが、商工会活動支援事業の198万5,000円は、一宮町商工会公衆トイレ改修に伴う補助金です。

その下の観光振興事業の66万2,000円のうち需用費の64万4,000円の印刷製本費の63万円は、 観光パンフレット1万5,000部の印刷製本費で、修繕料の1万4,000円は、観光案内所の自転 車のタイヤ交換やパンクの修繕料です。

下から3つ目になりますが、道路新設改良事業の800万円は、7区の西の山霊園付近の排水路の整備工事と、役場西側の十字路のちょうど2140号線信号機設置に伴う交差点改良工事と、綱田地区の赤坂地先の町有地崩落土防護柵設置工事の3カ所の道路改良工事を行うものでございます。

一番下になりますが、建築指導事務運営費の16万円は、住生活総合調査により満足度の意向調査を行うための指導員と調査員の報酬です。

31ページをお開きください。

災害対策事業の1,444万1,000円のうち、委託料の160万円は、一宮中学校体育館とGSSセンターに非常用照明灯などを設置するための設計業務委託料100万円と、GSSセンターと振武館のトイレ変更工事及び給湯器交換工事を行うための設計業務委託料の60万円です。

工事請負費の1,200万円のうち、避難施設非常用照明灯設置工事の600万円は、中学校の体育館の駐車場に1基、GSSセンター駐車場に2基の照明灯を設置するものでございます。 避難施設防災機能強化工事600万円は、GSSセンターの和式トイレから洋式トイレに1カ 所を変更し、振武館も洋式トイレ1カ所変更と給湯器交換工事を行うための工事費です。

委託料の160万円と工事請負費の1,200万円の合計1,360万円の事業は、防災・減災事業により事業費全額を起債で対応し、7割が交付税措置される事業で実施する予定です。

次に、一番下になりますが、土木関係災害復旧事業の1,999万9,000円は、9区の2の細田

堰に接しております町道1-2号線が台風26号の大雨により路肩が決壊したため、国庫負担により災害復旧工事を行うものでございます。

33ページをお開きください。

介護保険特別会計繰出金の110万円は、介護保険の平成27年度から平成29年度までの3カ 年計画を作成するに当たり、一般会計で持つべき事業費分を繰り出しするものです。

次に、22、23ページをお開きください。

歳入につきまして、10款地方交付税、14款国庫支出金、15款県支出金、19款繰越金、21款 町債です。その内容は23ページでご説明をいたします。

地方交付税の178万6,000円は普通交付税です。

次に、社会福祉費負担金の1,972万4,000円は、身体障害者更生医療給付費負担金109万円、介護給付費負担金1,510万3,000円、訓練等給付費負担金353万1,000円です。各事業とも国からの2分の1の負担金でございます。

次に、土木施設災害復旧費負担金の1,333万2,000円は、町道1-2号線災害復旧工事に伴 う国からの3分の2の負担金です。

次に、社会福祉費負担金の986万1,000円は、身体障害者更生医療給付費負担金の54万5,000円、介護給付費負担金755万1,000円、訓練等給付費負担金176万5,000円です。各事業とも県からの4分の1の負担金です。

次に、農業費負担金の88万1,000円は、「輝け!ちばの園芸」産地整備支援事業補助金は、 県から梨農家への補助金でございます。

商工費補助金の99万2,000円は、県からの観光地魅力アップ整備事業の補助金です。

住生活総合調査委託費の15万9,000円は、県からの統計調査の委託費用です。

繰越金の4,866万2,000円は、前年度繰越金です。

緊急防災・減災事業債の1,360万円は、災害時の避難所の非常用照明灯やトイレの改修、 給湯器の交換を主体により工事を行うものです。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第3号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第11、議案第4号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第3次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、どうぞお願いします。

○住民課長(牧野一弥君) それでは、議案つづりの38ページをお開きください。

議案第4号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3次)議定について、ご説明申し上げます。

39ページをお願いいたします。

平成25年度一宮町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,418万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,327万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、46ページ、47ページをお開き願います。

まず、歳出でございますが、2款保険給付費、1項の療養諸費でございますが、47ページの負担金補助及び交付金の中で、一般被保険者分が4,384万8,000円の増、これにつきましては医療技術の高度化、あと入院件数の増によりましてふえております。上半期の医療費の増に応じまして見込んでおります。

その次の、2目の退職被保険者の減487万4,000円でございますけれども、これにつきましては、団塊の世代の方々が65歳以上になりまして、退職被保険者から一般に移った関係で減

を見込んでおります。

あと、療養費関係につきましては一般178万5,000円の増、退職につきましては5,000円の 増でございます。

あと、2項の高額療養費でございますけれども、一般につきましては1,398万8,000円の給付金増でございます。ここで退職被保険者につきましては、先ほどと同じように団塊の世代の方々の退職被保険者から一般被保険者に移った関係で83万2,000円の減を見込んでおります。

あと、3款の後期高齢者支援金等と4款の前期高齢者納付金等につきましては、決算見込みに不足が生じましたので、2,000円ずつの増額でございます。

あと、一番下の8款の保健事業費でございますけれども、こちらにつきましては、特定健 診、特定保健指導事業の未受診者へのアンケート調査2,000人分を予定しておりまして、26 万円を見込んでおります。

それでは、歳入につきましては、44ページ、45ページ、前のページをお願いいたします。 歳入ですが、9款の繰入金と10款の繰越金を充当するものでございます。

45ページのほうでございますが、財政調整基金繰入金5,015万4,000円、その他の繰越金と しまして前年度繰越金403万円を充当するものでございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第4号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3次) 議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第12、議案第5号 平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算 (第2次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞお願いします。

○福祉健康課長(高師一雄君) それでは、議案資料の48ページをお開きください。

議案第5号 一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次)議定ついてご説明いたします。 49ページをご覧ください。

平成 25 年度一宮町の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ9億6,179万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、第6次事業計画の算定基礎となります日常生活圏域ニーズ調査の経費と、 介護度重度化防止推進員の活動の場がふえたことで事業費を増額するものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたします。

56ページ、57ページをお開きください。

第1款総務費、2目認定調査費等につきましては、訪問調査事業で認定調査業務で使用します車の燃料費に不足を生じましたことから2万2,000円を補正するものでございます。

次に、1款総務費、2目計画策定委員会費につきましては、107万8,000円を補正いたします。これにつきましては、平成27年度から29年度までの第6期事業計画の策定に当たり、県から今回は法律の改正で業務量が膨大となることから、25年度中にニーズ調査業務を実施するよう指導があったものでございます。

次に、3款地域支援事業費、3目介護度重度化防止対策事業費についてでございますが、 出張介護予防教室の開催回数要望が増えましたことで、推進員の報償費を今回17万5,000円 補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

前のページの54ページ、55ページをご覧ください。

6 款県支出金、3目介護度重度化防止対策事業補助金17万5,000円は、事業の開催回数の 増によるものでございます。

8款繰入金、4目その他一般会計繰入金110万円につきましては、認定調査費と計画策定 委員会費への繰入金でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第5号 平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次) 議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

○同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第13、同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を 求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君、お願いします。どうぞ。

○町長(玉川孫一郎君) 固定資産評価審査委員の同意について、ご説明を申し上げます。 今回同意をお願いする方は、一宮町新地甲2079番地の細谷俊夫さんです。

細谷さんにつきましては、平成22年12月22日から固定資産評価審査委員を務めていただき、 今回2期目を引き続きお願いするものです。

経歴につきましては、平成11年8月に宅地建物取引主任者証を取得し、現在は不動産取引 事務を中心とした業務に従事しております。宅地建物取引主任者資格を有していることから、 固定資産評価審査委員には適任と思われますので、再度、同意をお願いするものです。

任期は、平成25年12月22日から3年間です。

よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。 これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、討論を省略いたします。 お諮りいたします。細谷俊夫さんを固定資産評価審査委員とすることに賛成の諸君は起立 を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 全員起立。 よって、細谷俊夫さんを固定資産評価審査委員に同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(森 佐衛君) 以上で本定例会の案件はすべて終了いたしました。 これをもちまして平成25年第4回一宮町議会定例会を閉会といたします。 本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

ル 議員